

総研レポート

ヨーロッパのソーシャル・ファイナンス

このレポートは、経済的な利益だけでなく社会面、環境面、倫理面での利益も追求するソーシャル・ファイナンスのイニシアティブについて、ヨーロッパの具体的な事例、ネットワーク、実績等についてとりまとめたものである。

農林中金総合研究所

はじめに

筆者は2002年ごろからヨーロッパのソーシャル・ファイナンスの調査を始め、それ以降、現地でのヒアリング等を継続して行ってきた。

筆者がソーシャル・ファイナンスに関心を持つようになったのは、一般の銀行からお金を借りにくい社会的なプロジェクト向けに資金を供給するソーシャル・ファイナンスは、日本の農協をはじめとする協同組織金融機関のルーツと共通する部分があると感じたからである。ヨーロッパ諸国や日本で大きく発展した協同組織金融機関は、現在でも、ともすると資金がうまく循環しない農業や中小企業への資金供給という点で大きな役割を果たしているが、市民活動が発展するにつれ、それに専門的に資金供給する組織が求められるようになってきている。

ソーシャル・ファイナンスの理念について関心があったものの、どのように実務を行っているのかがよく分からなかったため、現地でヒアリングを実施することによって、少しずつその様子を把握することに努めてきた。このレポートでは、そうした調査の結果をとりまとめた原稿を再構成し、ソーシャル・ファイナンスの具体的な活動内容や、ネットワーク等の全体像を示したつもりである。ここでは、現時点で筆者が把握できた限りをまとめたが、今後さらに、ソーシャル・ファイナンス機関の規模拡大が業務に与える影響や、協同組合銀行とソーシャル・ファイナンス機関の関係、日本での実現可能性等について調査を進め、レポートの厚みを増していきたいと考えている。

第1章から第3章までは、これまでに執筆したレポートに加筆修正を行い、再構成した。第4章のフランスのマイクロクレジットについては、Adieについて執筆した原稿に、ヒアリング調査の結果等を加え、大幅に内容を書き改めた。

このレポートが、ソーシャル・ファイナンスについて関心を持っている方の参考になれば幸いである。

目 次

| | |
|---|----|
| 要旨..... | 1 |
| 第1章 ソーシャル・ファイナンスとは | |
| 1. 定義..... | 3 |
| 2. ソーシャル・ファイナンスが必要とされる背景..... | 4 |
| 3. ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンスの広がり..... | 6 |
| 第2章 ソーシャル・ファイナンス機関の事例 | |
| 1. 倫理銀行（バンカエティカ, Banca Etica）..... | 8 |
| 2. トリオドス銀行（Triodos Bank）..... | 14 |
| 3. La NEF（ラ・ネフ）..... | 17 |
| 4. 3つの事例のポイント..... | 19 |
| 5. ソーシャル・ファイナンス機関のネットワーク..... | 21 |
| 6. 金融危機の影響..... | 23 |
| 第3章 フランスの連帯ファイナンス | |
| 1. フランスの連帯ファイナンスとフィナンソル..... | 24 |
| 2. 連帯貯蓄商品..... | 27 |
| 3. 従業員貯蓄制度の改正..... | 30 |
| 4. 貯蓄・投資に対する税制優遇..... | 31 |
| 5. 関心の高まり..... | 32 |
| 6. 小括..... | 32 |
| 第4章 フランスにおけるマイクロクレジット | |
| 1. マイクロクレジットとは..... | 33 |
| 2. フランスにおけるマイクロクレジットの背景..... | 35 |
| 3. マイクロクレジット機関の例～Adie～..... | 37 |
| 4. 起業向けマイクロクレジットのための保証～フランス・アクティブ～..... | 45 |
| 5. 個人向けマイクロクレジット..... | 49 |
| 6. その他の取組み..... | 52 |
| 7. 小括..... | 53 |

| | |
|--------------------|----|
| 第5章 まとめ | |
| 1. 課題 | 55 |
| 2. ヨーロッパの経験が示唆すること | 57 |
| 参考文献 | 59 |

執筆：（株）農林中金総合研究所 調査第一部 重頭ユカリ

要旨

1. ソーシャル・ファイナンス（連帯ファイナンス）についての定まった定義はないが、一般に「金融面での利益と同様に、社会的な利益や社会的配当を求める組織による資金供給」と考えられている。ヨーロッパでは、多くの国にソーシャル・ファイナンス機関が存在し、金融市場に占めるシェアは極めて小さいものの、その規模は年々拡大しているとみられる。第1章では、用語の分類やヨーロッパでソーシャル・ファイナンスが登場するようになった背景をまとめている。
2. 第2章では、ヨーロッパのソーシャル・ファイナンス機関の具体的な事例として、イタリアの倫理銀行、オランダを初めとして5カ国で操業するトリオドス銀行、フランスのLa NEFについて紹介している。これらの機関には、①預金者が預金金利の一部を寄付する仕組みがある、②融資先が、社会的、環境的、文化的なプロジェクトに限定されている、③融資先の活動のポジティブなインパクトにも注目して審査を行う、④融資先の情報を公開する等透明性を重視している、⑤融資先や寄付を受けている組織のネットワークを通じて利用者を増やしているという共通点がある。
3. フランスでは、ソーシャル・ファイナンスと同様のイニシアティブが連帯ファイナンスと呼ばれている。第3章では、連帯ファイナンス機関のネットワーク組織が形成され、セクターとしての存在が明確であるフランスの概況について紹介している。連帯ファイナンスのネットワーク組織は「連帯貯蓄商品」として区分される認定基準を作っているが、近年、制度の改正や連帯ファイナンス機関の活動を促進する方策等により、連帯貯蓄商品の残高は急増している。また、連帯ファイナンス機関と一般の銀行の連携も活発である。
4. さらに第4章では、失業者等困難な立場にある人を社会的に統合するためのマイクロクレジットについて紹介している。フランスのマイクロクレジットでは、マイクロクレジット機関、サポートを行うアソシエーション、一般の銀行、政府が設立した保証機関等が連携し、単に融資を行うだけでなく、起業しようとする人に対する事前のアドバイスや起業後のフォロー、あるいは就業の障害となる生活面での問題の相談に乗る等のサポートがセットで行われ、保証機関の保証を受けることも可能である。
5. 第5章では、前章まででみてきた現状を踏まえたうえで、ソーシャル・ファイナンスの課題として、経済的な利益と社会的な利益の間でのバランスをとることの難しさを挙げている。また、ヨーロッパの取組みからは、地域でそれぞれ活発に活動している主体が有機的に結びつき、そこに政策的な支援がなされるようになると、ソーシャル・ファイナンス機関の成長が大いに促進されると考えられる。

第1章 ソーシャル・ファイナンスとは

1 定義

ソーシャル・ファイナンス (social finance) とは何かについて、コンセンサスを得た定義は存在しておらず、また、類似の用語との使い分けも定まっていない¹。「ソーシャル・ファイナンス」と同様に用いられる用語はいくつかあるが、そのなかでも「連帯ファイナンス」(solidarity finance)、「倫理的ファイナンス」(ethical finance) がよく用いられる。Brown&Thomas (2004) は、これらを含めた類似の用語について、指す内容の範囲によって使い分けることもあるが、同一の内容でも国によって使う用語が違う場合もあると整理している (表 1-1) ²。

例えば、イギリスでは一般に、金融面でのリターンを達成するという投資家の利益と、社会的、環境的、倫理的な事柄への関心を結びつける商品やイニシアティブをさすのに「倫理的ファイナンス」という言葉を用い、そのサブカテゴリーとして「連帯ファイナンス」を使う。しかしフランスでは、イギリスの「倫理的ファイナンス」と同じ内容をさすのに「連帯ファイナンス」という言葉を用いるのが一般的である。しばしば、social and solidarity finance や、ethical and solidarity finance のように複数の用語を組み合わせた使い方をするのは、こうした状況を踏まえていると考えられる。

一般的にソーシャル・ファイナンスの担い手であると考えられている組織に対してヒアリングをすると、用語を厳密に定義することにはこだわっておらず、実際の活動が大事だという考えをもっていることが多い。そこで、このレポートでも、用語とその定義について紙幅を割くより、実際の取り組みについて詳しく紹介することによって、ヨーロッパに

表1-1 関連用語の分類

| | |
|--------------------|---|
| Ethical Finance | イギリスでは、金融面でのリターンを達成するという投資家の利益と、社会的、環境的、また／あるいは倫理的な事柄への関心を結びつける商品やイニシアティブをさすのに一般的に用いられる。一般的に、内在する社会的なリターンを達成するために、幾分かの経済的な利潤をえることを喜んであきらめる意思を含む |
| Social Finance | 社会的経済の組織や、社会的かつ／あるいは環境志向の組織を支援するために用いられるファイナンス。社会的なリターンが第一要件であるため、SRIはここからは除外される。イギリスではEthical financeの下位区分として用いられる |
| Solidarity Finance | 投資の全てあるいは一部が途上国のプロジェクトを支援するために用いられる時に典型的に利用される言葉。時に国内でも社会的公正の目標を支援する投資を意味するために用いられる。この言葉がもっとも広く利用されているのはフランスで、同国ではethical financeセクター全体を指すのに用いられる |

注 Brown,J. and Thomas, W. (2005)に掲載の表を一部抜粋し、本文中に記載された内容(斜線の文)も加筆し、筆者が和訳

¹ Harrison (2004a) p.1-2, Brown & Thomas (2004) p.2

² Brown & Thomas (2004) p.8-9

における金融の新しい動きの輪郭を把握することとしたい。日本では、社会的という言葉が、連帯や倫理といった幅広い内容を含むように感じられることから、このレポートでは「ソーシャル・ファイナンス」という用語を用いることとする。引用文献で別の用語が用いられている場合も、内容が同一のものをさす場合は「ソーシャル・ファイナンス」に統一して表記するが、注によって原文を記す。ただし、フランスについては連帯ファイナンスという言葉があまりにも一般化しているため、第3章、第4章ではソーシャル・ファイナンスではなく連帯ファイナンスを用いる。

既に述べたとおり、ソーシャル・ファイナンスは、金融面でのリターンとともに社会面、環境面、倫理面でのリターンを追求するイニシアティブをさす。しかし、社会的な利益を求めあまり、経済的な利益を放棄するわけではない。経済的な利益は、自立的・持続的な活動にとっては必要不可欠である。Balkenholによれば、ソーシャル・ファイナンスの中核的な意義は、社会的な目的の達成と利益追求という目的の二重性にあり、ソーシャル・ファイナンスは常に平衡をとる行為なのだという³。この点について、例えば後で紹介する倫理銀行は、「倫理銀行は金融の基本的なルールを拒絶しようとしているのではなく、むしろ、金融の主要な価値観を改革することを求めているのである」と述べている⁴。

また、Quiñones & Fernandoによれば、ソーシャル・ファイナンスとは、既存の（伝統的な）金融システムからの排除の問題にうちかち、持続可能で平等な発展を達成するために協力し、ともに行動する特定集団の人々の能力を増大させる金融システムである⁵。そのイニシアティブの特徴として、Vigierは以下の3点を挙げている。①個人あるいは集団が貧困から抜け出すことを助ける資金ニーズに対応する、②リスクを内在し、伝統的な銀行が資金供給することをためらうような、新しい活動（環境保護、教育、社会的な方策など、特に地域レベルのもの）の成長を奨励するために利用される、③経済は「より人間的な側面」をもつことができ、人類の恩恵のためにもっと利用されうることを明らかにしようとする⁶。Vigierの挙げる特徴は、ソーシャル・ファイナンスが必要とされるようになった背景とも重なる。

2 ソーシャル・ファイナンスが必要とされる背景

ソーシャル・ファイナンスが必要とされるようになった背景としては、以下の3点を挙げることができよう。

第一は資金の需要サイドでの動きである。先進諸国では福祉システムが危機に瀕し、失業問題への取り組みや、介護、教育等の社会サービスを、政府が量的、質的に十分提供することが困難になってきた。このような状況下で、市民のイニシアティブによって、ビジ

³ Balkenhol (2003) p.2

⁴ 倫理銀行 HP による。 <http://www.bancaetica.com/inglese/>

⁵ Quiñones & Fernando (2001) p.5 原文ではソーシャル・ファイナンスではなく、連帯ファイナンスが用いられている

⁶ Vigier (2005) p.83-84 原文では ethical and socially responsible finance が用いられている

ネス的な手法を取り入れつつ、幅広く社会的な問題に取り組む動きが活発化してきた。こうした活動を行う組織は社会的企業（social enterprise）と総称され、ヨーロッパの至るところに出現している。イギリスの貿易産業省によれば、社会的企業とは、主として社会的な目的をもつ事業体で、株主や所有者のために利潤を最大化する必要性によって動いているのではなく、剰余は主として当該事業の目的やコミュニティのために再投資される⁷。つまり、ビジネス的な解決方法を利用しつつ、社会や環境の幅広い問題に取り組むのが社会的企業なのである。

社会的企業の代表的な事例の一つとして考えられているのが、イタリアの社会的協同組合である。イタリアでは、1980年代に福祉政策が財政的困難によって危機に瀕し、1990年代に入ってから地方自治体への分権化や非政府組織との関係強化が行われ、社会的協同組合を含む非営利セクターの組織が社会福祉サービスの担い手として重要な役割を占めるようになった。法律が制定される以前から各地で社会的協同組合は実質的に活動を行っていたのであるが、国法1991年第381号が制定され、社会的協同組合に関する法的な枠組みが整備されると社会的協同組合の設立が活発化した。2005年にイタリアの統計局（ISTAT）が行った調査⁸では、約7,363の社会的協同組合が活動中であった。社会的協同組合はA型とB型に分かれており、A型は社会・保健サービスと教育サービスの提供、B型は社会的に不利な立場にある人の労働参加を目的とする活動を実施している。

後述するイタリアの倫理銀行は、社会的協同組合法が施行された後、社会的協同組合の全国団体、アソシエーション、NGOなどの非営利組織が集まって、自分達のための銀行を作ろうという動きが起こって設立されている。つまり、ソーシャル・ファイナンス機関の借り手となるような組織の活動が活発化するなかで、ソーシャル・ファイナンス機関が登場してきているのである。

第二に、経済活動が倫理面、社会面、環境面に及ぼす影響への関心の高まりがある。古くは、投資における倫理的な側面を重視した教会が、投資先からタバコやアルコール、ギャンブル等に関連する企業を排除していた。当初こうした動きは、宗教や労働組合の活動等と密接に関連していたが、次第に一般にも広がり、企業が社会的責任を果たしているかどうかという観点から評価し投資する社会的責任投資は1990年代以降急速に拡大した。

銀行業務における倫理については、1992年にイギリスのコーペラティブ銀行が倫理政策を打ち出し、注目を集めた。この政策は、人権を侵害している企業、武器の生産・譲渡を行う企業、環境破壊につながる行為を行う企業等いくつかの要件にあてはまる企業には金融サービスを提供しないことを定めたものである。同行によれば、倫理政策を打ち出した時点で、顧客の80%以上がそれを支持していたが、2001年までに支持率は97%へ上昇した⁹。

⁷ Department of Trade and Industry (2002) p.13

⁸ 同調査の内容は、岡安（2007）が翻訳しており、本稿もここから数値を引用した。

⁹ 2004年時点のコーペラティブ銀行のHPによる。

また、2004年にイギリスで行われた調査では、「銀行は預金者が預けた資金を貸し付けているのだから、資金をどのように利用しているかもっと知りたい」という項目に対して、68%の人が賛成と回答した¹⁰。かつてのように、金融機関の規模が小さく自分の預けた資金が身近な地域の中で融資に利用されていれば、預金者が「お金の使い途」をある程度想像することができた。しかし、グローバル化の進展により、資金の流れは不透明になり、預金者が知らないうちに、兵器を製造する企業や労働力として子供を搾取している企業への融資に行われている可能性もあるのである。

第三は、既存の金融機関が上述のような市民のニーズに、資金的にも倫理的にも十分対応できていないことが挙げられる。グローバルな金融市場において、金融機関相互の競争はますます強まっている。ヨーロッパにおいても公営・国営銀行の民営化が進められ、協同組合銀行のなかにも株式会社に転換するケースもでてきている。商業銀行は株主の利益のため、収益性が上がらない分野からの撤退を進め、生き残りをかけて合併や統合を繰り返し行い巨大化している。ロンドンという国際的な金融市場を持つイギリスにおいても、いかなる種類の銀行口座も持たない成人がおよそ280万人存在するという¹¹。

様々な金融商品やサービスへのアクセスが欠如している状態は、「金融排除」(financial exclusion)と呼ばれる。金融排除は、「社会的排除」(social exclusion)の一つの側面である。社会的排除とは、人々や地域が失業、スキル不足、低所得、不十分な住宅、犯罪の多発する環境、不健康や家庭崩壊等の問題に苦しんでいるときに起こり得ることを簡略化した言葉で、単なる貧困や低所得よりも広い概念を含む¹²。したがって、金融排除は貧困と密接に関係しているが、単に貧しい人が金融商品を利用できないというだけでなく、より多様な側面を含む。例えば、金融商品の利用条件が人々のニーズに不適切であることや、新規事業の開始の際にリスクが高いとみなされて融資を受けられないこと等も金融排除に含まれるのである。

3 ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンスの広がり

ヨーロッパの47カ国が加盟する欧州評議会では、社会的連帯を基盤とする経済のためのヨーロッパ共通の土台を作るため、①ソーシャル・ファイナンス¹³、②フェアトレード¹⁴、③責任ある消費という三形態での市民主導の取り組みの強化を図ろうとしている。欧州評議会では、こうした市民主体のイニシアティブの重要性を認め、その振興をはかることによって社会的結束を強め、最も弱い立場にあり様々な不利益を被っている個人やコミュニ

¹⁰ トリオドス銀行がNOP World社に委託してイギリス各地で2004年9月10日～12日にかけて行った世論調査。回答者は15歳以上の男女998名。

¹¹ HM Treasury (2004) p.9. 2002年～2003年の時点。

¹² Social Exclusion Unit (社会的排除対策室) のホームページの説明による (2004年時点)。

¹³ Harrison (2004b) p.79. 原文ではethical financeという用語を用いているが、欧州評議会のとりまとめた報告書のなかにはsolidarity-based finance, solidarity financeを用いているケースもある。

¹⁴ 国際フェアトレード連盟(IFAT)によると、フェアトレードとは、貧困のない公正な社会をつくるための、対話と透明性、互いの敬意に基づいた貿易のパートナーシップをさす。

ティに対する保護や支援を行うことができると考えているのである。

欧州評議会では、2004年に、その時点で加盟していた46カ国にこれらの3つのイニシアティブやそれを支える枠組みがどの程度存在しているかを調査した¹⁵。調査は、それぞれについて、「活動」、「立法」、「組織」に該当するものを記入する方式で行われた。30カ国が調査に回答したが、その回答方法をみると、23カ国では省庁が、7カ国ではネットワーク組織等が情報をまとめて回答している。調査に回答していない国も多く、記入者の情報入手の程度によっては全ての実態が反映されていない可能性もあるが概要を把握することはできるとみられる。

ソーシャル・ファイナンスについて、「組織」に記載のある国は21カ国あり、欧州評議会に加盟する46ヶ国の少なくとも46%、また回答した30ヶ国のうちの70%では、何らかのソーシャル・ファイナンスのイニシアティブが存在した。

欧州評議会の調査は事例を列挙するものであり、ソーシャル・ファイナンスの規模に関する情報は無い。ソーシャル・ファイナンスの規模についての明確な統計はほとんどなく、ネットワーク組織がメンバー組織のデータを積み上げたものを公表している程度である。おそらく、ソーシャル・ファイナンスが一般の金融市場のなかで占める割合は非常に小さく、ニッチな市場であろう。しかし、次章以降で個別機関、あるいは一国内のソーシャル・ファイナンスの規模を示すとおり、徐々にその規模は拡大していると考えられる。

以下では、代表的なソーシャル・ファイナンス機関について、理念や具体的な業務運営方法、実績を紹介する。フランスでは特にこうした機関が発達していることから、第3章と第4章で、より詳細にとりあげることにする。

¹⁵ Council of Europe (2004), (2005) がその特集である。

第2章 ソーシャル・ファイナンス機関の事例

Bourguinat は、「ソーシャル・ファイナンス機関の主な特徴の一つは、その多様性である」¹と述べているが、本稿では特に広く一般から資金を調達し、その資金を、事業活動を行う組織に対して融資しているソーシャル・ファイナンス機関を中心に紹介することとする。

1 倫理銀行（バンカエティカ, Banca Etica）

（1）設立の状況

倫理銀行の起源は、MAG（Mutue per l'Auto Gestione）という金融協同組合である。MAG は、1970 年代後半からイタリアの各地に設立され、組合員から資金を集め、社会的なプロジェクトを提案している人や組織に対する融資を行っていた。フェアトレード組織である CTM が 1989 年に設立した Ctm-mag もその一つで、フェアトレード組織の会員から資金を集めてフェアトレード関連の組織に融資を行っていた。

1991 年に社会的協同組合が法的に認可されその活動は活発化したが、1990 年代初めに金融規制が厳しくなり、Ctm-mag の活動は徐々に停滞した。そこで、1994 年 12 月に、Ctm-mag が中心となり、社会的協同組合の全国団体、アソシエーション、NGO など 20 を超える非営利組織が集まって、自分達のための銀行を作ることを目的としてアソシエーションを設立した。1995 年には、信用協同組合銀行の設立に必要な資本（200 万ユーロ、1 ユーロ 120 円とすると約 2 億 4,000 万円²）を集めるため、アソシエーションを協同組合に転換した。当初は母体となる組織の出資により必要な資本をまかなうことを想定していたが、1996 年に、営業エリアが限定される協同組合銀行よりも全国的な展開が可能な庶民銀行を設立することが決定された。庶民銀行を設立するには、より多くの出資金（650 万ユーロ、約 7 億 8,000 万円）が必要であるため、イタリア国内をいくつかの地域に分けて、地域ごとに出資金集めのキャンペーンを行った。約 3 年にわたるキャンペーンの後、1998 年 5 月に開催した特別総会で協同組合を庶民銀行に転換することを決議した。そして同年 12 月に銀行として認可を受け、1999 年 3 月から業務を開始した。

倫理銀行へのヒアリングによれば、中央銀行であるイタリア銀行との関係は当初から良好で、銀行として必要な経営組織を作り必要な出資金が集まれば、免許の取得には特に問題はなかったという。

なお Ctm-mag は、倫理銀行の設立にともない、1999 年に名称を ETIMOS に変更し、対象とする分野を国内から海外の最貧国へとシフトさせた。倫理銀行と ETIMOS は、現在も緊密な関係をもちながら業務を行っている。

¹ Bourguinat (2005) p.11. 原文は、solidarity finance を利用

² 以降のユーロから円への換算も同様に 1 ユーロ＝120 円として計算。

(2) 業務の概要

倫理銀行は、1999年3月から業務を開始した。現在同行では、預金の受入、貸出、クレジットカードの発行等を行っており、ほとんどの商品、サービスを一般の銀行と同様に提供している。店舗はパドヴァの本店のほか、ミラノ、ローマ等全部で13しかないが、提携する他の銀行からも預入を行うことができる。また、店舗のない地域には、同行で「移動銀行員」と呼ぶ、金融商品販売資格をもった25名の契約職員がおり、口座の開設や金融商品の契約等を行っている。移動銀行員は、契約ベースの代理店のようなものであり、倫理銀行の職員数には含まれない。これらの対面チャネル以外にも、インターネットバンキングのサービスが提供されている。

2009年末の職員数は176人、出資金2,620万ユーロ(約31.4億円)、預金残高6億3,204万ユーロ(約758億円)、貸出金残高5億3,876万ユーロ(約646億円)である(表2-1)。預金残高、貸出金残高とも大幅な増加が続いているのにもなって職員数も増加し、年々規模が拡大していることが分かる。

表2-1 倫理銀行の概要

| | (単位 万ユーロ) | | | | | | | | |
|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 01年 | 02年 | 03年 | 04年 | 05年 | 06年 | 07年 | 08年 | 09年 |
| 組合員数(人) | 17,472 | 19,991 | 22,242 | 24,433 | 25,920 | 27,364 | 28,432 | 30,018 | 32,764 |
| 店舗数(店) | 5 | 7 | 8 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 職員数(人) | 38 | 62 | 79 | 84 | 98 | 122 | 143 | 168 | 176 |
| 移動銀行員(人) | 4 | 6 | 12 | 16 | 17 | 22 | 24 | 27 | 25 |
| 出資金 | 1,127 | 1,419 | 1,608 | 1,734 | 1,844 | 1,943 | 2,029 | 2,277 | 2,620 |
| 預金 | 12,325 | 19,858 | 25,088 | 32,149 | 38,255 | 41,846 | 48,710 | 57,213 | 63,204 |
| 貸出金 | 6,900 | 8,740 | 14,719 | 20,960 | 26,804 | 32,246 | 37,312 | 42,904 | 53,876 |
| 当年度純利益 | 34 | 15 | 1 | 11 | * 63 | 126 | 335 | 127 | 3 |

資料 倫理銀行01年～09年Bilancio Socialeより作成

注 2005年からは国際財務報告基準(IFRS)に沿っており、当年度純利益の数値は2004年までと連続しない

2007年には、パドヴァに新しい本店が完成した(写真)。元からある2つの建物をつなぐ形で建設された新しい建物は、環境に優しい建築材を利用するとともに、ソーラーシステム、屋上緑化等により省エネルギーを目指しているのが特徴である。パドヴァ市との協定により、コミュニティセンターとしての機能を発揮するため、建物の一部を市民にも開放していくとのことであった。



(3) 組合員・利用者の状況

倫理銀行の法形態である庶民銀行は、協同組合銀行の一形態であり、年次総会において組合員が一人一票制で理事等を選出する。組合員になるためには、審査を受けたうえで出

資を行うが、倫理銀行は出資に対する配当を行っていない。2009年末の組合員数は32,764で、そのうち個人が27,900、法人が4,864を占めた（表2-2）。法人の組合員は、アソシエーション、Onlus（社会的有用性のための非営利組織）、協同組合、公共団体が多い。

倫理銀行は公的セクターとのパートナーシップを重視している。それは、公的セクターは非営利・協同セクターの実情を必ずしもよく把握しているわけではないので、倫理銀行がその媒介となることを目指しているからである。そのため、特定の公共団体から大きな支援を得るのではなく、なるべく多くの公共団体から少しずつ出資を受けることを望んでおり、公共団体の組合員数が多くなっているとみられる。

表2-2 倫理銀行の組合員と出資の内訳(2009年12月)

| | 組合員数 | | 出資口数 | | |
|-----------------------------------|-----------------|--------|---------|---------|-------|
| | | 構成比% | | 構成比% | |
| 個人計 | 27,900 | 85.2 | 323,597 | 64.8 | |
| 法人計 | 4,864 | 14.8 | 175,468 | 35.2 | |
| Associazioni | アソシエーション | 2,044 | 6.2 | 45,881 | 9.2 |
| Onlus | 社会的有用性のための非営利組織 | 1,295 | 4.6 | 30,954 | 6.2 |
| Società cooperative | 協同組合 | 333 | 1.2 | 10,191 | 2.0 |
| Enti Pubblici | 公共団体 | 394 | 1.4 | 34,763 | 7.0 |
| Aziende di credito | 金融機関 | 71 | 0.2 | 21,266 | 4.3 |
| Parrocchie | 教区教会 | 187 | 0.7 | 2,335 | 0.5 |
| Sindacati | 労働組合 | 95 | 0.3 | 3,496 | 0.7 |
| Scuole | 学校 | 27 | 0.1 | 4,622 | 0.9 |
| Società Profit, Ditte Individuali | 個人企業 | 340 | 1.2 | 20,300 | 4.1 |
| Società sportiva | スポーツ団体 | 37 | 0.1 | 663 | 0.1 |
| Consorzi e Comitati | コンソーシアム、委員会 | 39 | 0.1 | 977 | 0.2 |
| Altro | その他 | 2 | 0.0 | 20 | 0.0 |
| 合計 | | 32,764 | 100.0 | 499,065 | 100.0 |

資料 倫理銀行のBilancio Sociale 2009より作成

同行によれば、マスメディアを利用した広告活動はほとんど行っておらず、主に非営利組織や大学の会合や、シンポジウムに出席する等して、「口コミ」によって組合員や利用者を増やしている。また、融資を受けている非営利組織の職員や組合員等が、同行の利用者となることも多い。ヒアリングによれば、利用者は比較的若く経済的なゆとりのある人が多いとのことであった。イタリアでも高齢者は保守的な傾向が強く、新しい銀行である倫理銀行を利用する人は少ないようである。また、支店数が少ないことから、様々な取引をインターネットバンキングで行わなければならないという点からも、利用者が若い層に偏る傾向があるとみられる。

(4) 基本原則の業務への反映

倫理銀行が定款で定める基本原則のキーワードは、①経済活動の非経済的な結果への注目、②クレジットを受ける権利、③公平な分配、④透明性、⑤参加である。これらの原則を基礎とする倫理銀行の業務にはいくつかの特色がある。

倫理銀行は、組合員を人的資源ととらえ、組合員の積極的な参加を非常に重視している。個々の組合員と倫理銀行の間の結びつきを深め、意思決定への積極的な参加を促すことを

目標に、国内に 67 の地域別組合員グループの設立を推進した。このグループを通じて、組合員は倫理銀行の社会的、文化的な活動に参加している。

また、預金者には自分の預金の使途を認識させ、借入者には経営や企業家としての活動を発展させるような利用者教育を重視している。そのため、同行で預金を行う人は、自分の預金を以下のどの分野に融資するかを選択することができる。分野は、①社会的な協同（障害をもつ人を社会や労働市場に参画させたり、生活の質を改善したりするための取り組み等）、②文化・市民社会（伝統文化の保存、貧しい地域での雇用創出や住居の提供、社会的なツーリズムの振興等）、③国際的な協同（公正な貿易のサポートや、発展途上国の組織との協力をを行うもの等）④環境（代替的・再生可能なエネルギー資源の調査・実験、バイオロジカルな農業の発展、環境に配慮した交通手段等）の4つである。

そして預金者は、預金金利を上限からゼロの間で自ら選択することができる。もし金利をゼロ、あるいは上限より低くすることを選択すると、預金者は経済的なメリットを放棄するかわりに、社会的な目的をもつ組織の活動の発展に貢献することができるのである。同行へのヒアリングでは、約半数の預金者が預金金利の寄付を行っているとのことである。上限より低い水準に預金金利が引き下げられることにより、倫理銀行は貸出金利を引き下げることができる。倫理銀行の貸出金利の水準は、特に金融機関全体の平均貸出金利が非常に高いイタリア南部において、競争力を持っているという。

（5）預貸金の状況

2009 年末の預貸金の状況をみると、4つの分野のなかでは、国際的な協同という分野の預金額が最も多いが、この分野での貸出の額はそれほど多くない(表 2-3)。一方、社会的な協同、文化・市民社会に対する貸出額は預金額を上回っている。これらの分野の貸出には、融資分野を特定していない預金を充てている。分野による預金と貸出金額のミスマッチは同行の課題であり、貸出の少ない分野での融資を伸ばそうとしているとのことである。とはいえ融資は銀行からの働きかけで行われることは少ないため、ミスマッチの解消はかなり難しい課題であると考えられる。そのような状況ではあるものの、倫理銀行では、分野の指定はその分野の活動を支援したいという預金者からの大事なメッセージであり、それを尊重したいと考えているとのことである。

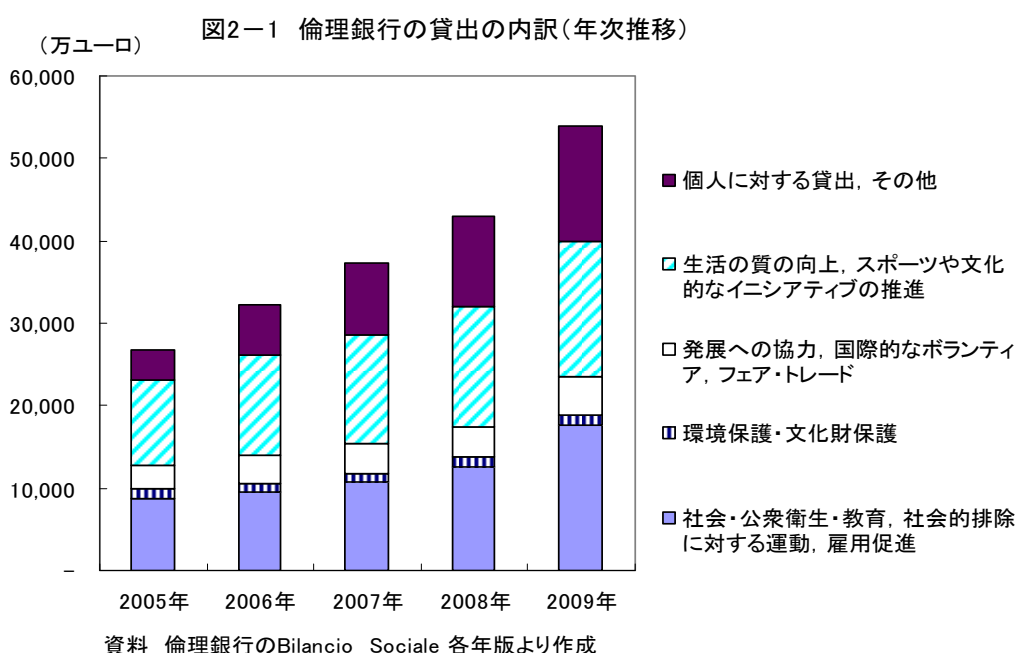
表2-3 倫理銀行の預金と貸出金の分野別内訳(2009年末)

(単位 万ユーロ, %)

| | 預金(A) | | 貸出金額(B) | | 差額 (B-A) |
|------------|---------|-------|---------|-------|-------------|
| | | 構成比 | | 構成比 | |
| 社会的な協同 | 21,282 | 3.4 | 176,476 | 32.8 | 155,194 |
| 文化・市民社会 | 3,082 | 0.5 | 165,116 | 30.6 | 162,034 |
| 国際的な協同 | 87,233 | 13.9 | 45,081 | 8.4 | △ 42,152 |
| 環境 | 12,458 | 2.0 | 12,804 | 2.4 | 346 |
| 特定のプロジェクト等 | 155,745 | 24.8 | 139,283 | 25.9 | △ 16,462 |
| 選好区分なし | 348,000 | 55.4 | - | - | △ 348,000 |
| 計 | 627,800 | 100.0 | 538,760 | 100.0 | △ 89,040 |

資料 倫理銀行のBilancio Sociale 2009より作成

倫理銀行の貸出先は、預金を受け入れている4つの分野で活動する組織に限定され、組織形態としては、協同組合、アソシエーション等が中心で、営利企業は対象としない³。ただし数年前から、用途を限定して個人向けの貸出も行うようになった（図2-1）。同行はもともと個人向けに融資以外の商品やサービスを提供していたが、それらの人々が借入の時だけ他の銀行を利用せざるをえないというケースが増え、借入にも対応してほしいというニーズが高まった。そこで、住宅、健康、教育、再生可能なエネルギー設備に限定して個人向けにも融資を行うようになったのだが、住宅に関しては建設する住宅が満たすべき環境面で基準が設定されている。残高については、特に定款に定めているわけではないが、個人向けの貸出は全体の20%以内におさめるという方針をもっているとのことである。



(6) 融資の審査と融資情報の開示

倫理銀行では、融資の申込みがくると、まずその組織について社会的な側面の審査を行い、それをパスしたものについて経済面の審査を行う。社会的な側面の審査においては、はじめに、融資を希望する組織は、武器等の生産、環境に悪影響を及ぼす経済活動、人権侵害、労働搾取、保護されている生物への実験を伴う科学研究、環境を汚染するエネルギー源や技術を使うもの（農薬等）、賭け事、性的産業、特定のカテゴリーの人を疎外するような活動を行っていないことを記した書類を提出する。そして、組織の種類、設立日、法的に登録された住所、組織構造と労働力（出資者/組合員、組合員労働者、ボランティア、インターンシップ、外部のコンサルタント等）、過去3年間の総売上高、主な業務内容について記入した書類を提出する。

³ 例外的に非営利組織の子会社に融資するケースはあるが、まれである。

その後、同行が開発した VARI (Value Requisites Indicators) モデルに基づいた審査を行う。VARI モデルは、①民主的な参加、②透明性、③機会平等、④環境保護、⑤社会性、⑥労働条件の尊重、⑦自発性、⑧連帯感、⑨地域との結びつき、という 9 つの満たすべき価値観を基準としている (表 2-4)。それぞれの価値観には、いくつかの満たすべき要件が設定され、それを示すための指標が定められている。例えば、③機会平等の要件の一つとして「性差別を行わないこと」があり、それを表す指標の一つとして「理事会に占める女性の数」がある。同様に、それぞれの価値基準について、いくつかの要件とそれを表す指標を設定し、最終的には指標にウェイトをつけて総合的に判断を行っている。これらの価値基準とその要件は、倫理銀行自身が重視している事項をもとに設定しており、融資先にも同様の価値観をもってもらうことを要求しているのである。

表2-4 VARIモデルにおける9つの価値観とその指標

| | |
|---|---|
| <p>○民主的な参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な会合の招集 出資者の会合への参加 委員会やフォーラム組織の有無 会合への職員の参加の有無 出資者と職員の割合 理事会での選挙の可能性 経済的な参加 意思決定過程への参加 内部規範の存在 ステークホルダーへの参加 <p>○透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部の情報循環 外部の情報循環 ステークホルダーとの頻繁なコミュニケーション 適用法で求められているバランスシート 社会環境報告書の存在 <p>○機会平等</p> <ul style="list-style-type: none"> 性差別がないこと 人種差別がないこと <p>○環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への配慮: 汚染物質の削減 コンスタントな改善 | <p>○社会的な質(social quality)の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的に有用なサービス/製品 地域の必要性に答える能力 <p>○労働環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約への配慮 雇用者と他の有給スタッフの比率 清潔で衛生的な労働環境 労働場所の安全性 労働時間への配慮 給与の平等性 <p>○ボランティアワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの維持策 ボランティアへの継続的なトレーニング <p>○弱者への連帯感</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用者の存在 仕事以外のレクリエーションの時間 外部組織との関係 外部の弱い人への援助への貢献 <p>○地域との結びつき</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に関する知識 地域の機関との関係 労働者、非労働者の出資者の地域的なルート 地域での効果的なプレゼンス |
|---|---|

資料 倫理銀行資料より筆者作成

こうした詳細なデータを提出するのは難しいのではないかと感じられるが、イタリアでソーシャル・バランスと呼ばれる CSR レポート、持続可能性報告書と同様の報告書を作成している組織であれば、それほど困難ではないとのことである。

前述のとおり同行の店舗数は少なく、融資を希望する組織の情報を職員が直接把握することは難しい。そこで、社会的な審査には、地元の情報に詳しい組合員グループのボランティアメンバーが参加している。倫理銀行では、社会的な審査を行う組合員を社会的評価者 (social evaluator) と呼んでおり、これらの人々に審査をするための専門的な研修も実施している。2008 年 10 月にヒアリングをした時点では、専門的の研修を受けた人は約 100 名おり、翌月にも約 60 名に研修を実施するとのことであった。

社会的な審査を通った組織については、次に経済面での審査を行うが、その方法は一般

の銀行と同様である。倫理銀行の職員の約半数は以前一般の銀行で働いた経験をもつ人で、審査はこれらの職員が担当している。審査の結果、必要な担保は徴求するが、これに加え、借入者の仕事に対する意欲といったものも審査の基準としているということである。

倫理銀行の融資先の一つに、ヴェネト州のパドヴァにあるポリス・ノーバがある。この社会的協同組合は精神疾患を抱えた人が通ういわゆるデイセンターで、約 70 名の利用者はリハビリを兼ねた労働療法を行っている。表現方法を身につけることと手作業の能力を開発することを目的としており、疾患の度合いが軽い人は、ここで組み立て作業を学び職につくこともある。倫理銀行は、2004 年には建物の修繕のために約 3 万 6,152 ユーロ（約 4,340 万円）の融資を行ったほか、地方公共団体の委託費の支払までのつなぎ資金として 25 万ユーロ（約 3,000 万円）の融資も行っている。2006 年にもつなぎ資金として 1 万ユーロ（約 120 万円）を融資している。

もう一つの融資例としては、若者達の設立したアソシエーションがある。イタリア南部のある小さな村では、60 年代に 3,000 人いた住民が 600 人まで減少し、村の中心部にある家屋の 30%が無人となっていた。この村の若者たちが設立したアソシエーションは、何とかして中心部の歴史的地区を復元し、古き時代の伝統や手仕事を復活させたいと考えていた。その第一歩として、2000 年に倫理銀行から借入を行い、中世の街並みが残る中心地区の住居を 11 のホテルに改装、さらに古い水車場を紡績の作業場に転換した。これらは新たな雇用を生んだだけでなく、旅行者にこれまでとは違った観光の経験を提供する場ともなっている。

倫理銀行は、業務の透明性を高める取り組みの一つとして、融資の内容をインターネットのサイトとソーシャル・バランスに掲載している。インターネットの倫理銀行のサイトをみると、融資先の名称、貸出タイプ、融資額、簡単な資金用途等が紹介されている。この情報は、組合員でなくても誰でもみることができる。

倫理銀行の 2009 年末の貸倒損失の割合は 0.81%であった。この水準の低さについて、倫理銀行では社会的なネットワークのなかで貸出を行っているため、貸倒れが少ないとしている。倫理銀行が業務を開始したときには、他の銀行からお金を借りられない組織が多かったが、現在ではそれらの組織も成長してきているため、業務開始時よりも貸倒れは一層少なくなっている。こうした組織は、今であれば他の銀行からも借入が可能になっているが、倫理銀行を信頼しているため、他の銀行に乗り換えるということがないとのことである。

2 トリオドス銀行 (Triodos Bank)

(1) 設立と業務の概要

オランダのトリオドス銀行は、既に 30 年以上業務を行っているが、年々規模が拡大し新たな業務にも積極的に参入している。同行のルーツは、銀行員、エコノミスト、組織コンサルタント、税法の教授の 4 人が 1968 年に設立した、社会的に有用な方法での資金運

用に関する研究会である。1971年に財団となり、1980年には銀行免許を取得して業務を開始した。

トリオドスという名前は、ギリシャ語の‘tri hodos’からきている。これは英語では‘three way approach’を意味し、同行が業務に社会的、倫理的、金融的なアプローチをとることを示す。同行には、①より健全な社会を構築し、人々の生活の質を高めるのに役立つ、②個人や組織、事業体がより意識的に、人間や環境のためになり持続可能な発展を振興するような方法で、お金を利用することを可能にする、③持続可能な金融商品と質の高いサービスを顧客に提供する、という3つの目標がある。

トリオドス銀行は公開株式会社であるが、すべての株式はトリオドス銀行の株式を管理する財団(SAAT)が保有し、この財団が同行の株主総会における投票権を行使するというオランダ独自の組織形態をとる。財団が発行する預託証券(Depositary Receipt)は内部市場で取引され、価格は状況によって変動する。預託証券の保有は、最高で全体の10%まで可能であるが、投票権は各保有者1,000票までに限定されている。同行へのヒアリングによれば、預託証券の配当利回りはそれほど高くなく、保有者は金銭的なメリットよりも社会的な活動に貢献したいという意識が強いということである。

同行はオランダのほか、ベルギー(1993年)、イギリス(1995年)、スペイン(2004年)、ドイツ(2009年)に支店を開設している。それぞれの支店は、オランダの法律に基づく銀行の外国支店として業務を行っている。支店の開設については、トリオドス銀行自身が能動的に決めるのではなく、各国でトリオドスのような銀行を作りたいという運動が活発化しそれに応じて実際に行うということである。いずれの国でも顧客への対応は店舗ではなく郵送やインターネット経由で行っている。

設立当初は、アムネスティやオックスファム等、社会的な活動への関心が高い人が参加している組織に同行の利用を呼びかけ、口座の開設状況に応じて組織に手数料を支払っていたが、ベルギーでの支店開設時にはマスコミに大きく取り上げられたこともあり、宣伝をしなくても預金者が集まったという。また、金融危機で大手銀行の経営破たんのようなニュースが伝えられると、業務の透明性の高いトリオドス銀行への注目が高まるという。

(2) 預貸金の状況

預金商品のなかには、同行が預金残高の一定割合を寄付したり、預金者が金利部分を寄付したりできる商品もあり、2009年には151の組織に約100万ユーロ(約1億2,000万円)が寄付された。例えば、イギリスで扱っているフェアトレード・セーバーという商品は、最低預入金額が100ポンド(1ポンド135円とすると約1万3,500円)、実質金利(期間1年、5,000ポンドまでの場合)は0.05%である。預金はフェアトレードの促進のための融資に利用されると同時に、年間に預金の平均残高の0.25%をトリオドス銀行がフェアトレード財団という財団に寄付する。また、預金者は金利の一部あるいは全部を、フェアトレード財団に寄付することができる。

同行の2009年末の預金残高は、5ヶ国合計で25億8,462万ユーロ（約3,100億円）と、前年比24.5%増加した（表2-5）。融資は、下記の3つの分野に該当するプロジェクト向けに行われ、個人向けは行わない。2009年末の貸出金は、5カ国合計で14,438件、16億6,094万ユーロ（約1,993億円）、1件あたりの平均貸出残高は11.5万ユーロ（約1,380万円）であった。

表2-5 トリオドス銀行の概要

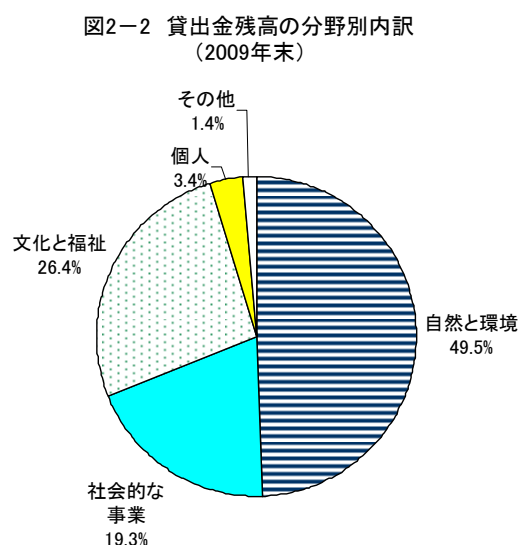
| | 実数 | | | | | 前年比伸び率 | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|------|------|-------|
| | 05年 | 06年 | 07年 | 08年 | 09年 | 06年 | 07年 | 08年 | 09年 |
| 資本金 | 11,990 | 12,412 | 20,023 | 20,415 | 31,424 | 3.5 | 61.3 | 2.0 | 53.9 |
| 職員数(人) | 301 | 349 | 397 | 475 | 576 | 15.9 | 12.6 | 19.6 | 21.3 |
| 預金残高 | 107,213 | 135,622 | 161,682 | 207,668 | 258,462 | 26.5 | 19.2 | 28.4 | 24.5 |
| 預金口座数 | 87,989 | 102,318 | 130,644 | 169,517 | 228,030 | 16.3 | 27.7 | 29.8 | 34.5 |
| 貸出金残高 | 66,489 | 85,411 | 101,865 | 127,012 | 166,094 | 28.5 | 19.3 | 24.7 | 30.8 |
| 融資先数 | 3,682 | 3,977 | 6,181 | 9,381 | 14,438 | 8.0 | 55.4 | 51.8 | 53.9 |
| 当年度純利益 | 530 | 614 | 895 | 1,014 | 950 | 15.8 | 45.8 | 13.3 | △ 6.3 |

資料 Triodos Bank Annual Report 各年版より作成

貸出金の分野別残高構成比は、①再生可能なエネルギーや有機農業・食品等の「自然と環境」49.5%、②ヘルスケアや教育等の「文化と福祉」が26.4%、③住宅や職業サービス等の「社会的なビジネス」が19.3%を占めた（図2-2）。トリオドス銀行では、融資対象を法的な形態で区別せず、融資するプロジェクトの内容が社会的なものであるかどうかで判断している。

最も残高の多い用途は、「自然と環境」分野のうち、再生可能なエネルギーで34.4%を占める。トリオドス銀行は、風力発電等の再生可能なエネルギー分野への融資において専門的なノウハウをもっており、規模の大きい風力発電所にも融資している。一方で、小規模なケースにも対応しており、具体的には農家の人々が収入を増やすために共同で風力発電装置を設置するような事例が多いとのことである。そういう場合は、融資に際して担保をとらず、産出したエネルギーを電力会社に売るという契約書をベースに融資を行う。

ただし、審査方法は一般の銀行と同様で、通常の場合は必要な担保を徴求している。しかし、融資する相手への信頼性もまた非常に重視する要素であるという。その例として挙げられるのが、いわゆる「グループ・ギャランティ」制度である。学校の校舎建設資金を融資したケースでは、校舎の建物は転売が難しく担保としての



価値が低いという問題があった。そこで、学校の経営者たちだけでなく、学校に子供を通わせていて、運営にも積極的に参加している親たちにも保証人になってもらった。一人一人の保証額は少額だが、集団にすることによって必要な額をカバーした。一般の銀行は管理コストがかかるのを嫌ってこうした仕組みを導入しないが、同行ではこの仕組みを使って貸倒れが発生したことは一度もないという。実際、トリオドス銀行の貸倒れの比率は非常に低く、貸出金残高に対する貸倒損失の比率も2009年は0.9%であった。

(3) 融資先の状況と情報の開示

トリオドス銀行のイギリス内での融資先として、エコトリシティ (Ecotricity) がある。エコトリシティは、1996年から政府からの補助金を受けることなしに風力発電事業を開始した。2010年7月現在イギリス各地で15の風力発電所を稼働中であり、新たに6か所を建設中である。エコトリシティの電力は、国内のどこに住んでいても利用でき、電気代も既存の電力会社と同じ水準であり、トリオドス銀行も電力供給を受けている。

トリオドス銀行では、毎年、融資先を紹介する冊子を作成しており、ウェブサイトからもダウンロードができるようになっている。また、ウェブサイト上の地図の印をクリックすると融資先の名称と活動分野がみられ、さらにクリックすると、住所や写真、プロジェクトなどさらに詳しい情報をみることができる。ただし、融資残高等は掲載されていない。

(4) ファンドビジネス

トリオドス銀行では、銀行業務のほか、トリオドスの名がついた別組織を通じて投資信託業務も行っている。投資信託の残高は銀行の勘定には入らないが、銀行と一体的なマネジメントのもとで運用が行われている。1990年に発売した投資信託は、国内の有機農業専用に投資するもので、オランダで初の環境保全型ファンドとなった。この有機農業向けのファンドは、1998年に風力発電向け等の2つの環境保全型ファンドと統合されてトリオドス・グリーン・ファンドとなり、アムステルダム証券取引所に上場されている。2009年末の残高は5億7,200万ユーロ(約686億円)で、主な投資先は、風力発電、有機農業や、有機農産物を取り扱う企業等である。この他にも、同行は発展途上国のプロジェクトを対象とするファンドやベンチャー・キャピタル向けのファンド等、リテールと機関投資家向け合計で16のファンドを提供しており、総額は15億9100万ユーロ(約1,909億円、2009年末)に達する。

3 La NEF (ラ・ネフ)

(1) 概要

La NEF という名前は、Nouvelle Économie Fraternelle (新しい友愛経済) の略からきており、倫理、透明性、連帯の3つを活動の原則としている。1979年に、数人の人々が資金を可能な限り透明な方法で循環させることを目指して、アソシエーションを設立した。

1987年には協同組合になり、翌年フランス中央銀行から金融協同組合として認可を得た。金融協同組合は、銀行ではないため、長期預金以外の金融商品や決済等のサービスを提供することができない。

(2) 出資金、預貸金の動向

NEFは、出資と長期預金で資金を調達している。出資は、1口30ユーロ（約3,600円）を最低3口する必要がある。出資には2種類あり、B出資にはA出資よりも有利な配当がつく。ただし、B出資を保有するためには、1口につき最低5口のA出資を保有していなければならない。配当率は総会で決まり、A出資は最大でインフレレートと同水準とすることができるがこれまではずっと0%であった。B出資の配当は最大でA出資の配当プラス2%まで可能で、年によって水準は異なるが2004年度は2%であった。出資の額によらず、総会での投票権は1人1票である。2009年末の出資者数（組合員数）は24,469人（前年比14%増）であった。

長期預金は、最低25ヶ月引出し不可能で最大預入期間は10年である。金利を寄付する場合は、最低25%分から寄付することができる。例えば、「自然預金」の場合は、WWFフランス（世界自然保護基金のフランス支部）等の9つの組織から寄付する先を選択することが可能である。NEFによれば、寄付の対象となる各組織は受身で寄付を待つだけでなく、自らのネットワークを通じて支援者や関心のある人に積極的にNEFの預金口座を推進している。

NEFは、クレディ・コーペラティブという協同組合銀行と提携し、単独では提供できない普通預金口座と貯蓄預金口座を利用者に提供している。普通預金口座は、無利子の預金で、現金の出し入れが自由、小切手やクレジットカードの決済に利用できる。これは、実際にはクレディ・コーペラティブの口座であるが、NEFの顧客用に特別に作られたもので、クレディ・コーペラティブのインターネットバンキングで利用可能である。

クレディ・コーペラティブは、自らもサードセクター組織と中小企業を組合員とする協同組合銀行であり、NEFの資本をコントロールしているわけではないが、NEFの支払能力や流動性確保について責任を負っている。クレディ・コーペラティブにとっても、NEFとの提携により、NEFの会員が口座を開設するので預金者を開拓できるというメリットがある。

NEFの貸付の対象は協同組合、アソシエーション等法人形態をとる組織か、職人、農業者等の個人事業主のみであり、一般の個人貸付は行わない。預金は組合員でなくても利用できるが、借入は組合員のみが利用可能で、借入額の1%に相当する出資を行う必要がある。貸付を行う分野は、①環境保護（有機農業、環境保護、代替エネルギー、地域工芸等）、②社会的、連帯をベースとする発展（ソーシャル・ハウジング、排除に対する活動、農村発展、国際的な連帯等）、③人間的、文化的発展（革新的な教育・研修方法、個人の発展、健康、芸術、文化へのグローバルなアプローチ）に限られる。

2009 年末の出資金は 1,990 万ユーロ (約 23.9 億円), 長期預金残高 4,890 万ユーロ (約 58.7 億円), 貸出金残高は 6,800 万ユーロ (約 81.6 億円) で, それぞれ前年比 22%, 16%, 17% 増加した。ここにはクレディ・コーペラティブの預金口座分は含まれていない。NEF の 2009 年中の貸出金新規実行件数は 270 件約 2,130 万ユーロ (約 25.6 億円) であったが, これらの融資先の名称, 住所, 金額, 期間と組織の概要・活動内容・資金使途は, アニュアルレポートに短い文章で記載されている。また, 融資先の了解を得たものについては, その活動内容を NEF のホームページでも紹介している。

融資先の 1 つであるリュシーの菜園 (jardins de Lucie) は, モン・デュ・リヨネに 2001 年に設立されたアソシエーションである。活動の目的は, 植物のバイオ生産を通じて困難な状況にある人々を社会や雇用市場に入っていけるようにすることである。同アソシエーションには, 2 人のコーディネーターと 18 人の生産者がおり, 生産した農産物を約 200 人の消費会員に宅配している。NEF は, 受付や業務管理のために利用する事務所と植物や作業道具の置き場として利用する建物の 2 棟を建築するための資金を融資した。2004 年のアニュアルレポートには, 同アソシエーションへの融資は期間 138 ヶ月, 残高は 11 万 8,130 ユーロ (約 1,418 万円) と記載されている。

4 3つの事例のポイント

ここまで, ヨーロッパの代表的なソーシャル・ファイナンス機関の具体的な業務内容を紹介した。特にトリオドス銀行と NEF は, 設立から長い年月が経過しており, ソーシャル・ファイナンス機関のなかでは老舗といえる。ソーシャル・ファイナンス機関の法的形態や活動目的は様々であり, この 3 つがすべてを代表しているわけではないが, 相違点と共通点をまとめることによって, ソーシャル・ファイナンス機関の特徴を浮き彫りにすることに役立つと思われる。

(1) 相違点

まず相違点については, 法的な形態や銀行免許の有無は, それぞれの国の状況に応じて異なることが挙げられる。倫理銀行は, 当初は営業エリアが限定される信用協同組合銀行としての設立を想定していたが, 実際には全国的に展開するため庶民銀行として設立しており, 自らの活動目的に最も適した法的形態を選択した。銀行免許の取得については, 一定の要件を満たす必要がある。免許を取得していない場合は, 銀行との提携のもとで業務を行うケースもある。

第二は, 組合員や預金者の銀行活動や経営への参加状況が異なることである。倫理銀行では, 地域ごとに組合員グループが形成され, このグループが社会的な審査に参加するなど, かなり活発に銀行の業務に参加している。一方, トリオドス銀行は, 年に 1 回クライアントデイというものを設け, 環境等のテーマで講演会を行ったり, 貸出先の製品を展示したりはしているが, 預託証券の保有者や預金者との接触の機会は少ないとのことである。

第三に、融資の対象を組織形態で限定する場合と、プロジェクトの内容のみでみる場合がある。倫理銀行は、融資の対象を非営利の組織に限定しているのに対し、トリオドス銀行は営利企業へも貸出を行っている。個人向けの融資については、ネフでは農業者や個人事業主向け、倫理銀行では近年住宅向けの融資を行っているが、基本的に個人の消費財購入等への融資は行っていない。

(2) 共通点

一方、共通点の第一としては、預金者が預金金利の一部を寄付する仕組みがあることである。預金者は、社会的に有用なプロジェクトに資金供給するために、ソーシャル・ファイナンス機関に預金を行っているが、さらに自らが受け取ることができる金利の一部、あるいは全部を放棄することによって、より一層の支援が可能である。放棄された金利は貸出金利の引き下げ、あるいは特定の団体の活動を支援するための寄付にあてられている。

第二は融資の分野である。集められた預金は、社会的、環境的、文化的なプロジェクトあるいは、そうしたプロジェクトを行う組織に融資される。先に述べたとおり、融資対象の組織形態は様々であるが、融資プロジェクトの対象となる分野は限定的である。

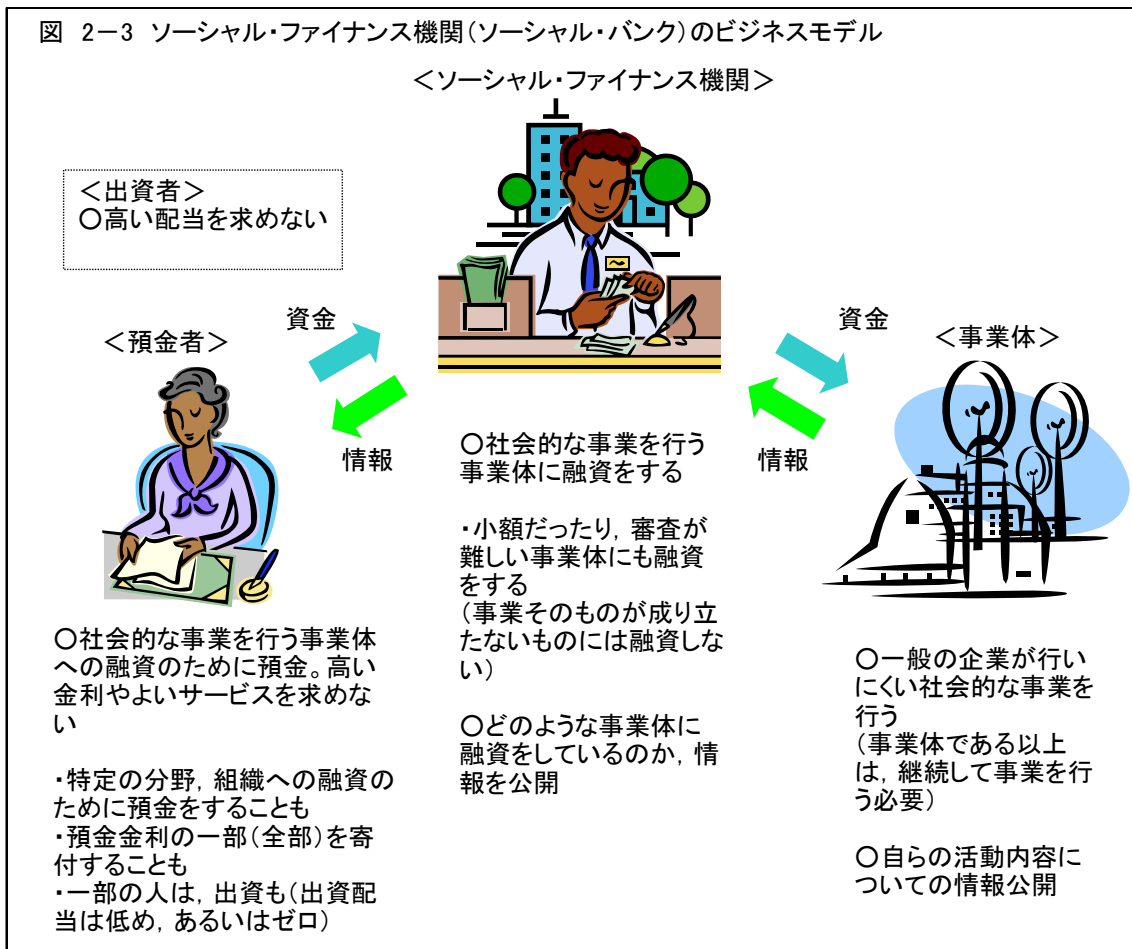
第三は融資先の選別方法である。武器産業や、環境破壊、人権侵害を行っている組織には融資しない等、特定の産業や組織には融資しないという「ネガティブ・スクリーニング」による投資先の選別は、社会的責任投資（SRI）でも行われている。ソーシャル・ファイナンス機関では、こうしたネガティブ・スクリーニングを行った上で、さらに融資先の活動のポジティブなインパクトにも注目して選別を行っている。単に社会にとって何ら害を及ぼさないというだけでなく、好ましい影響を与えることも重視しているのである。

第四に、融資している組織の情報を公開する等、透明性を重視していることである。トリオドス銀行では、融資の金額、期間は公開していないが、リストには融資先の活動内容が簡潔に示されている。ネフと倫理銀行では融資の金額、期間まで示されている。預金者は、こうしたリストを見ることにより、自らの預金がどのような組織への融資にあてられているのかを容易に把握することができる。

第五は、利用者の集め方である。いずれのソーシャル・ファイナンス機関も、ほとんど広告宣伝費をかけていないにもかかわらず、組合員や預金者を増やしている。各行とも、融資先や寄付を受けている組織やそのネットワークを通じて利用者を増やしており、サードセクター組織との密接な関係のなかで成長している。

これらの点を総合すると、この章で示したソーシャル・ファイナンス機関のビジネスモデルは図 2-3 のように示すことができよう。ソーシャル・ファイナンス機関は、預金者と事業体間で資金と情報をつなぐ仲介役として機能している。預金者は、経済的な利益を最大化することを求めない代わりに、自分のお金が社会的な目的に利用されていることを情報によって把握し、倫理的な満足感を高めることができるのである。

図 2-3 ソーシャル・ファイナンス機関(ソーシャル・バンク)のビジネスモデル



ソーシャル・ファイナンス機関も多様であり、一般から資金の調達を行っている機関ばかりではない。調達と運用の両方を行っている機関は、一般の銀行の事業内容と近いことからソーシャル・バンクと呼ばれるのが一般的であるようである⁴。

5 ソーシャル・ファイナンス機関のネットワーク

(1) INAISE (イネイズ)

ソーシャル・ファイナンス機関のネットワーク組織としては、INAISE (イネイズ, International Association of Investors in the Social Economy) がある。INAISE は、1989年に、非営利のアソシエーションとしてベルギーに設立された。2010年7月現在、ヨーロッパを中心とする30か国から45の組織が参加している(表2-6)。表には示していないが、金融機関以外の組織も準会員となることができる。当初はヨーロッパのネットワークとして機能していたが、近年ではヨーロッパ外からの会員も増えている。組織の種類としては、銀行、協同組合金融機関、非営利アソシエーション、財団、ベンチャー・キャピタル・ファンド等である。

INAISEの会員である組織は、その活動を通じて、以下の分野で活動する組織の発展を

⁴ ソーシャル・バンクとはいってもNEFのように銀行免許を取得しないものも含まれる。

推進している。対象分野は、①再生可能なエネルギーや有機農業等の環境や持続的な発展に関するもの、②協同組合やコミュニティ企業等の社会的経済、③健康ケア、④コミュニティ・ハウジングや雇用創出等の社会開発、⑤教育とトレーニング、⑥南北問題、⑦文化と芸術、である。

INAISE は、会員のスキルや経験を共有しコミュニケーションをはかるプラットフォームとしての役割を果たしている。INAISE は、会員のスキルや経験を共有しコミュニケーションをはかるため、毎年国際会議を催している。2010年7月には「お金の意義を回復させる」と題する会議を開催したが、これは INAISE 設立 20 周年の記念の会議でもあった。

表2-6 INAISEに加盟するソーシャル・ファイナンス機関

| 国・地域名 | 組織名 | 国・地域名 | 組織名 |
|---------|---|-----------|--|
| ベルギー | Soficatra | スペイン | トリオドス銀行(スペイン支店) |
| | Réseau FA | | FIARE Foundation |
| | トリオドス銀行(ベルギー支店) | スウェーデン | Ekobanken Member Bank |
| | FEBEA | | トリオドス銀行(イギリス支店) |
| デンマーク | Merkur - den Almennyttige Andelskasse | イギリス | The Charity Bank Limited |
| フィンランド | Osuuskunta Eko-Osuusraha | | Ecology Building Society |
| フランス | IDES | オーストラリア | Community Sector Banking |
| | SID | バングラディッシュ | Buro |
| | Société Financière de la NEF (ラネフ) | ボリビア | Pro Rural |
| ドイツ | GLS Gemeinschaftsbank | カナダ | Caisse d'Economie solidaire Desjardins |
| | Triodos Finanz GmbH(ドイツ代理店) | | Filaction |
| アイルランド | Clann Credo | コスタリカ | Banco Popular y de Desarrollo Comunal |
| イタリア | Banca Etica(倫理銀行) | エジプト | SANABEL |
| | CFI | エチオピア | MAIN |
| | Coopfond | ハイチ | KNFP |
| | Soliles | 日本 | Citizen Bank(市民バンク) |
| ルクセンブルク | etika - Initiativ fir Alternativ Finanzéierung asbl | メキシコ | FOROLAC |
| オランダ | ASN | ペルー | Café Peru La Florida |
| | トリオドス銀行 | 南アフリカ | Tembeka Social Investment Company |
| | Oikocredit | コンゴ民主共和国 | Coopec-Kalundu |
| ノルウェー | Cultura Sparebank | トーゴ | Microfund |
| ポーランド | MFC | ウガンダ | Stromme Microfinance |
| スロバキア | Integra Venture | | |

資料 INAISEのウェブサイトをもとに作成(2010年7月)

(2) 実務的なネットワーク

より実務的なネットワークとしては、FEBEA (Fédération Européenne des banques Ethiques et Alternatives) がある。FEBEA はベルギーで2001年に設立されたアソシエーションであり、メンバーはEU加盟国と加盟候補国の社会的・連帯を基盤とする経済に資金供給することを目的とする金融機関である。現在25の金融機関が加盟しており、そのなかにはイタリアの倫理銀行やフランスのネフ、クレディ・コーペラティブも含まれる。メンバーの顔ぶれを見ると、一般的にソーシャル・ファイナンス機関としてとらえられていない協同組合銀行も含まれているが、商業銀行は含まれていない。営利を主目的としない銀行をメンバーとしているとのことである。

FEBEA は、メンバー金融機関の融資をカバーする「相互保証基金(mutual guarantee fund)」を提供している。メンバー金融機関は、融資額の0.5~2.0%を保証料として支払っ

ているが、保証料は一般の保証基金と比べて低いということである。また、FEBEAは *choix solidaire*（日本語に訳すと「連帯の選択」）と呼ばれる投資信託商品の開発も行っている。このファンドはフランスのクレディ・コーペラティブによって運用、販売されており、個人、企業などが購入することができる。運用先は、全体の10%までフランスとヨーロッパの連帯的な企業の証券（出資、債権）とされており、具体的にはFEBEAのメンバー機関への出資（NEF等）や、株式市場に上場されたヨーロッパの企業のうち、経済的な基準と持続可能性の基準の両方を満たしたものを対象とする。この商品は、後述するフィナンソルの連帯貯蓄ラベルを得ている。

6 金融危機の影響

INAISEのヴァンドゥミュールブルケ事務局長へのヒアリングによると、金融危機のソーシャル・ファイナンス機関への影響としては、全体的には新しい顧客が増えるというプラスの影響をもたらした。規模の大きな銀行の経営が金融危機で苦しくなるのをみて、ソーシャル・ファイナンス機関にお金を預けることをためらっていた人が、預け替えに踏み切ったケースもあったという。

ただし国によっては、ソーシャル・ファイナンス機関自体の経営には問題がなかったものの、これまで預金保険制度への加入義務がなかったソーシャル・ファイナンス機関も、金融危機によって加入が義務付けられ、追加の支出が必要になったというケースがあったという。また、国内で小規模な銀行が破綻したことにより、小規模な金融機関はリスクが高いとみなされた結果、監督機関のコントロールが強められ、その対応に追われ業務に支障が出たというケースもあった。

一方で、金融危機がなぜ発生したのかということの説明を人々が求める動きに応じて、本来の銀行の役割や自分たちの業務を、利用者以外にも説明する場を積極的に設け、アピールにつなげたソーシャル・ファイナンス機関もあった。

一般の銀行のなかには高い金利をつけることによって、預金を集めたところもあったが、そのようなことを行ったソーシャル・ファイナンス機関はなかった。にもかかわらず、新しい利用が増え、預金が急増したソーシャル・ファイナンス機関について、ヴァンドゥミュールブルケ事務局長は新たに入ってくる預金の額が多すぎて運用先が見つからないという問題が出始めていることを指摘した。また、金融危機の影響で入ってきた預金は、少し環境が落ち着いてきたら引き出されるという可能性も想定しなければならない。利用者の増加といった追い風の要因も、規模の小さいソーシャル・ファイナンス機関にとっては経営の不安定性を招く要因となりかねない点には留意する必要があるだろう。

第3章 フランスの連帯ファイナンス

第1章でみたとおり、社会的な利益を追求する金融のイニシアティブはヨーロッパでは広範に存在している。そのなかでも、特にフランスでは国内で連帯ファイナンス機関のネットワーク組織が形成され、セクターとしての存在が明確である。そして、このネットワーク組織が「連帯貯蓄商品」として区分される認定基準を作っているのだが、そうした商品を連帯ファイナンス機関だけでなく、一般の銀行も提供している。近年、制度の改正等により連帯貯蓄商品の残高が大きく急増しているほか、連帯ファイナンス機関の活動を促進するような方策も講じられている。また、連帯ファイナンス機関と一般の銀行の連携も活発化しているなど、フランスでの取組みは注目すべき点が多い。そのため、特にフランスの連帯ファイナンスの概況を第3章で、そして近年活発化しているマイクロクレジットについて第4章で紹介したい。

なお、冒頭に記したとおり、このレポートでは経済的な利益だけでなく社会的な利益も追求する金融のイニシアティブを「ソーシャル・ファイナンス」と呼んでいるが、フランスでは、「ソーシャル・ファイナンス」よりも「連帯ファイナンス (solidarity finance)」という用語が既に定着していることから、フランスについてとりあげた第3章、第4章では「連帯ファイナンス」という用語を利用することとする。

1 フランスの連帯ファイナンスとフィンソル

(1)フランスにおける連帯ファイナンスの登場

フランスにおける連帯ファイナンスの先駆的なイニシアティブは、1970年代から80年代の間に登場しはじめたとされる¹。当時、深刻な経済危機により失業者が増加したが、特に北部の工業地帯では炭鉱の閉鎖等により失業率が極めて高かった。失業者を雇用して事業を行うアソシエーションが設立されるなかで、それを資金的にサポートする連帯ファイナンスのイニシアティブが形成された。

連帯ファイナンスの論理は、金融セクター、特に銀行セクターは、デフォルトのリスクが高いことが想定される活動への融資や、管理コストが高い業務の遂行を避けようとしており、その役割を十分に果たしていないという考えに立脚している²。

これに対して、21ページの図で示したとおり、連帯ファイナンスのイニシアティブは、社会的な目的をもって活動する組織と、それを支援しようとする貯蓄者との間の仲介役としての機能を果たす。預金者の寄付、あるいはボランティアの貢献等を活用することによってコスト削減が可能になるが、こうした資源を得るためには、活動が倫理的なものであることを情報公開することが重要である。

¹ Bourguinat (2005) p.10

² Inspection Generale des Finances (2002) p.10

(2)フランスの連帯ファイナンス機関

連帯ファイナンスに携わる組織の多くは、フィナンソル（FINANSOL, Finance と Solidarity が名前の由来）というアソシエーションに加盟している。フィナンソルの活動については後述するが、現在 30 の会員が加盟している（表 3-1）。これらの組織は、連帯ファイナンス専門に活動しており（以下、「連帯ファイナンス機関」という）、協同組合、アソシエーション、投資組合など様々な法的形態をとる。これらの金融機関は、いずれも銀行免許を取得した銀行ではない。資金供給の対象とする分野は、大きく分けて、①長期的な失業者等困難な状況にある人の就業支援や雇用創出、②経済的、社会的な問題で住宅を見つけることが困難な人たちへの住宅の提供、③有機農業、環境、文化等に関連する画期的な連帯プロジェクト、④発展途上国におけるプロジェクトの 4 つである。

フィナンソルに加盟している連帯ファイナンス機関は、就業支援や雇用創出のためのプロジェクトに資金供給するものが多いが、これはフランスで失業が長期的な社会問題となっていることを反映しているとみられる。

また、これらの連帯ファイナンス機関の一部は、マイクロクレジット機関と呼ばれることもある。マイクロクレジットは小額の融資を意味していることから、融資の金額が小額であることに着目した分類であり、連帯ファイナンスは、資金使途等の目的に着目した分類であると考えられる。

表3-1 フィナンソルに加盟している連帯ファイナンス機関(2010年7月末現在)

フランスではマイクロクレジットは、通常、失業者など社会的に疎外された人の社会復帰を支援する目的で供与されることから、マイクロクレジット機関も社会的な利益を追求しているという点で、連帯ファイナンス機関に含まれると考えられる。フランスでは、近年、マイクロクレジットを振興する動きが非常に活発化していることから、マイクロクレジットについては、章を改めて紹介することとする。

連帯ファイナンス機関の具体的な事例としては、

| 組織名 | 主な資金供給先 |
|---|--------------|
| Adie | 雇用創出 |
| Autonomie et Solidarité | 雇用創出 |
| Babyloan | 国際的な連帯 |
| Caisse Solidaire Nord-Pas de Calais | 雇用創出 |
| Caisse Solidaire Franche Comté | 雇用創出 |
| Cofides Nord Sud | 国際的な連帯 |
| Ecidec | 国際的な連帯 |
| Entreprendre pour Humaniser la Dépendance | 社会的な住宅 |
| ESIS | 社会的な住宅 |
| ESFIN / IDES | 雇用創出 |
| Fédération de Cigales | 雇用創出 |
| Femu Qui | 雇用創出 |
| Financités | 雇用創出 |
| Finantoit | 社会的な住宅 |
| France Active/Sifa | 雇用創出 |
| France Initiatives Réseau | 雇用創出 |
| Garrigue | 雇用創出, 国際的な連帯 |
| Habitat et Humanisme | 社会的な住宅 |
| Habitats Solidaires | 社会的な住宅 |
| Herrickoa | 雇用創出 |
| IéS | 雇用創出 |
| La Nef | 雇用創出, 環境 |
| Oïkocredit | 国際的な連帯 |
| Phitrust | 雇用創出 |
| Racines | 雇用創出 |
| SIDI | 国際的な連帯 |
| Sofinei | 雇用創出 |
| Solidarités Nouvelles pour le Logement | 社会的な住宅 |
| Terre de Liens | 環境 |
| Veecus | 国際的な連帯 |

資料 FINANSOLのウェブサイトをもとに作成

第2章で紹介した NEF がある。また、フィナンソルの会員であり、筆者がヒアリングを行った組織としては雇用創出の分野で活動する Adie と France Active がある。Adie と France Active は、ともにマイクロクレジット機関とされていることから、次の章で具体的な活動内容について紹介したい。

(3)フィナンソルの活動

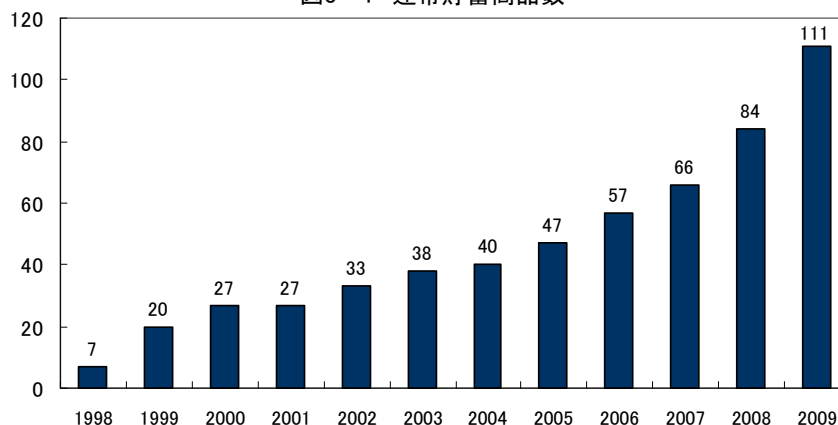
フィナンソルは、1995年に設立されたアソシエーションで、会員になるためにはフィナンソルの理事会による審査を受ける必要がある。フィナンソルの活動目的は、①連帯ファイナンスシステムと社会、連帯のための貯蓄の実践を市民に知らせること、②セクターについての政府や当局の認知度を高め、インセンティブのある法的枠組みを作るよう交渉すること、③リサーチや教育を行ってセクターを強化すること、④会員にサービスを提供することの4つである。

活動の一環として、フィナンソルは、1997年に一般の金融商品から連帯のための貯蓄商品を区別し、預金者、投資家に安心して利用してもらうためのラベルを作った。このラベルは、ラベル認定委員会が「連帯貯蓄」として認定できる商品の基準を定め、基準をクリアした商品に与えられる。ラベル認定委員会は、NPO、労働組合等から選出される市民社会の代表によって構成されており、フィナンソルからは独立して運営される。審査は2項目から成り、「連帯」と「透明性」の二項目から成る。「連帯」については、①総額の10%以上を連帯プロジェクトに投融資するか、あるいは②預金金利や配当などの収益の25%以上を非営利の組織に寄付することが要件である。フィナンソルでは、①を満たす商品を「連帯投資 (investissement solidaire)」、②を満たす商品を「分かち合い (partage)」と呼んでいる。いずれの商品も、一定の情報を利用者に知らせるという「透明性」の要件を満たす必要がある。

ラベルの認定は、フィナンソルの会員以外の連帯ファイナンス機関や一般金融機関の商品も受けることができる。認定商品が適切に運用されているかは、ラベル認定委員会が各金融機関に必要な資料を徴求し、定期的にチェックしている。

連帯貯蓄の商品数は、年々増加しており、2009年末には111商品と前年から27商品増加した(図3-1)。

図3-1 連帯貯蓄商品数



資料 FINANSOL, 'Baromètre Professionnel de la Finance Solidaire 2009', 'Baromètre de la Finance Solidaire 2010'より作成

2 連帯貯蓄商品

(1) クレディ・コーペラティブの連帯貯蓄商品

フィナンソルが連帯貯蓄商品として認定している商品を最も多く提供している金融機関は、クレディ・コーペラティブ（協同組合信用金庫）である。同行は連帯ファイナンス機関ではなく通常の協同組合銀行であるが、2010年7月末現在で19の連帯貯蓄商品を提供し、利用者の人気を集めている。同行の成り立ちも含めて、どのような商品を提供しているのかを少し詳しくみてみよう。

a クレディ・コーペラティブの成り立ちと概況

クレディ・コーペラティブは、1893年に設立された銀行を起源とする協同組合銀行である。当初は、労働者協同組合、消費協同組合のための金融機関という位置付けであり、これらの協同組合への国の貸付を配分する仲介機関としての業務も行っていった。ところが、1966～67年の銀行改革・自由化により国が中長期ファイナンスからの撤退を始めたために、クレディ・コーペラティブは大きな打撃を受けた³。そこで同行は、1970年代以降は労働者協同組合や消費協同組合だけでなく、あらゆる協同組合、共済組合、アソシエーション等のいわゆる社会的経済組織全体に組合員の基盤を拡大した。さらに1984年には、中小企業にも対象を広げた。

クレディ・コーペラティブは、クレディ・アグリコル、ケス・デパルニュ（貯蓄銀行が1999年に協同組合に転換）、クレディ・ミュチュエル、庶民銀行グループに次いで国内の協同組合銀行としては5番手であるが、預金、貸出金の国内シェアは1%未満と極めて規模が小さい。BTP銀行を買収するなど、クレディ・コーペラティブ・グループとしての規模拡大を図っていたが、2003年には方針を転換し庶民銀行グループに入ることを選択した。クレディ・コーペラティブによれば、庶民銀行に買収されたのではなく、資金運用や事務リスク管理等の経済的なメリットを考慮し、庶民銀行連合会（BFBP）に出資することによって庶民銀行グループの一員となったとのことである。その後、庶民銀行グループとケス・デパルニュ・グループが合併したため、現在はBPCEグループの一員となっている。

クレディ・コーペラティブの組合員は、協同組合をはじめとする社会的経済組織か中小企業の法人のみであり、個人は組合員になることはできない。ただし、個人も議決権のない出資を行ったり、預金やローン商品を利用したりすることは可能である。2009年末のデータでは、クレディ・コーペラティブの職員は1,968人、店舗は本店を入れて全国に71店舗しかないため、インターネットバンキングサービスを活用している。

b 具体的な連帯貯蓄商品の内容

クレディ・コーペラティブは、1983年にCCFD（飢餓撲滅と開発のためのカトリック委員会）と協力して「飢餓と発展投信」（FCP Faim et Développement）という商品を販売した。これは、利回りの一部を発展途上国での雇用創出のために寄付する商品であり、

³ モロー（1996）p.217（訳者あとがき）

こうしたかたちの商品としてはフランスでは初めてのものだった。同名の商品は現在も販売されており、CCFDのほか、移民への教育支援、途上国での職業訓練などの活動を行う7つの組織から寄付する先を選択することができる（第3-2表）。表に示したバランス型以外も含めた3タイプの商品合計で、2009年には61万ユーロ（約7,320万円）が寄付された。

このほかに、「行動のための通帳」(Livret Agir)という預金口座の利用者は、本来金利として受け取る分の半分を寄付する。寄付する先は、国際協力、環境保護、失業者支援等の地域や社会の問題の分野で活動する20の組織のなかから、預金者が選択することができる。2009年には、この商品を通じて180万ユーロ（約2億1,600万円）の寄付が行われた。

クレディ・コーペラティブは、第2章で紹介した連帯ファイナンス機関であるNEFと提携し、NEFの利用者向けの預金口座を提供している。NEFのほかにも、ノール・パ・ド・カレ連帯金庫とも同様の提携を行っている。こうした提携先の顧客向けの商品も含め、同行ではフィナンソルのラベルの認定を受けた19の商品を提供している。同行が2009年の1年にこうした商品から寄付した額は約300万ユーロ（約3.6億円）であり、これまでの累計の寄付総額は3,600万ユーロ（約43.2億円）に達する。

クレディ・コーペラティブでのヒアリングによれば、個人の顧客は、クレディ・コーペラティブの組合員である社会的経済組織への融資に自分の預金が使われることや、金利の一部を様々な組織に寄付することを目的に同行を利用することが多い。寄付の対象となっている組織のなかには、国内での知名度がクレディ・コーペラティブよりも高い組織も多く、その組織を支援するためにクレディ・コーペラティブに口座を開くケースもあるとのことである。NEFやノール・パ・ド・カレ連帯金庫との提携によっても、それらの組合員が預金口座を開設するため、クレディ・コーペラティブにとっても提携のメリットがある。前述のとおり、同行の店舗網は一般の銀行に比べて少なく、利便性はそれほど高いとはいえないが、連帯貯蓄商品を提供していることが特色となり、個人利用者の獲得に寄与しているとみられる。同行の顧客数は、2008年末の29万8,900人から2009年末には32万3,714人になり、1年間で8.3%増加した。

表3-2 クレディ・コーペラティブの連帯貯蓄商品の例

| 商品名 | 商品種類 | 商品の特徴 |
|--|-------|--|
| Livret Agir 行動のための通帳 | 預金 | ・金利の50%を寄付 ・寄付の対象を20組織のなかから選択 |
| Codesol 持続可能な発展通帳 | 預金 | ・金利の50%, 75%, 100%を選択して寄付 ・寄付の対象を8組織のなかから選択 |
| FCP Faim et Développement Equilibre 飢餓と発展投信(バランス) | 契約型投信 | ・利回りの50%, 75%を選択して寄付 ・寄付の対象を7組織のなかから選択 |

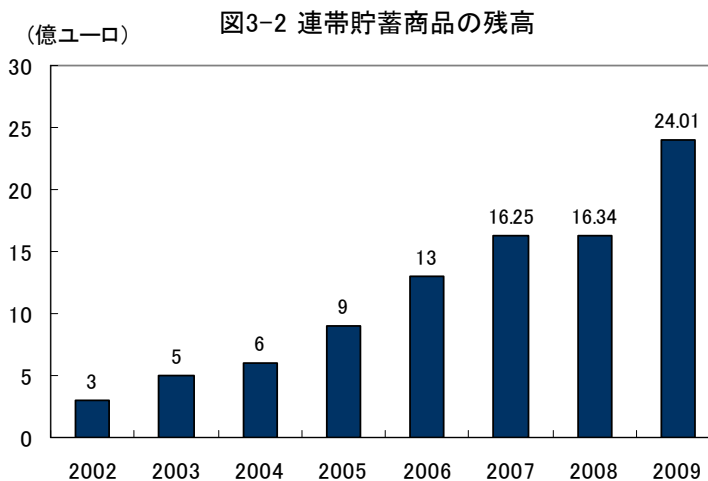
資料 FINANSOL, クレディ・コーペラティブのHP等を参考に作成(2010年7月13日現在)

(2)連帯貯蓄商品の残高

フィナンソルによれば、2009年末に連帯貯蓄商品の残高は24億100万ユーロ(約2,881億円)となり、前年比46.9%増加した(図3-2)⁴。図に示したとおり、残高は2002年に比べて大きく増加しているが、これには、後述する従業員貯蓄制度を通じた貯蓄残高増加が大きく寄与している⁵。2009年末の連帯貯蓄商品の残高のうち、一般の金融機関の提供する商品の残高は21億6,100万ユーロ(約2,593億円)、連帯ファイナンス機関が提供する連帯貯蓄商品の残高は2億4,000万ユーロ(約288億円)であった。連帯ファイナンス機関の連帯貯蓄残高は、一般の金融機関の約1/10であるが、その残高は2006年の1億3,300万ユーロ(約160億円)、2007年1億8,700万ユーロ(約224億円)、2008年1億9,400万ユーロ(約233億円)であり、年々増加している。

連帯貯蓄商品のうち、総額の10%以上を連帯プロジェクトに投融資する「連帯投資」からは、2009年には5億700万ユーロ(約608億円)が連帯企業に投融資された。その額は、前年の3億7,900万ユーロ(約455億円)に比べて34%増加した。投融資先の内訳は、①雇用創出が26%、②社会的な住宅の提供が36%、③環境保護や再生可能なエネルギー等が32%、④マイクロファイナンスやフェアトレードなどの国際的な連帯が6%を占める。こうした投資の結果、2万6,000人の雇用が生み出され、困難な状況にある2,000家族のための住宅が供給された。

一方、預金金利や配当などの収益の25%以上を非営利の組織に寄付する「分かち合い」商品からの寄付の残高は、2009年の1年間で536.9万ユーロ(約6億4,430万円)にのぼった。寄付の金額は、2006年には380.4万ユーロ(約4億5,650万円)、2007年には513.0万ユーロ(約6億1,560万円)、2008年には578.3万ユーロ(約6億9,400万円)と年々増加していたが、2009年は前年比減少となった。これは、銀行預金の金利水準の低下にともなって寄付する額が減少したためとみられる。データが提示されている2008年についてみてみると⁶、同年に商品を通じて最



資料 FINANSOL 'Baromètre de la Finance Solidaire 2010'

⁴ この項の数値は、Finansol, 'Baromètre de la Finances Solidaire'各年版から引用した。

⁵ 従業員貯蓄制度の残高には、フィナンソルのラベルの認定を得ていないものも含まれている。フィナンソルのラベル認定を受けている場合、従業員貯蓄制度の残高は、「連帯投資」に含まれている。

⁶ Finansol, 'Baromètre Professionnel de la Finance Solidaire Edition 2009'よりデータ引用。

も多額の寄付をしたのは、クレディ・コーペラティブであった。一方、2008年中に寄付を多く受けた組織は、CCFD（飢餓撲滅と開発のためのカトリック委員会）の130.5万ユーロ（約1億5,660万円）、困難を抱える人に住宅を提供しているHabitat et Humanismeの102.3万ユーロ（約1億2,280万円）であった。

3 従業員貯蓄制度の改正

連帯貯蓄商品の残高の増加は、従業員貯蓄制度の改正が影響している。

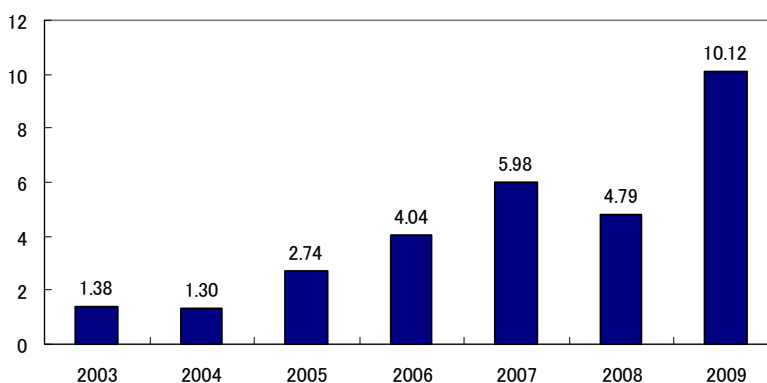
フランスの従業員貯蓄制度は、民間企業の従業員の52%が利用し、毎年約70億ユーロ（約8,400億円）が積み立てられている⁷。原資は、企業の純益をベースとする「財務利益配分」と「実績に応じた利益配分」であり、これを従業員にすぐに支払わずに財形貯蓄（PEE）として積み立てると、5年間引き出すことができないかわりに、掛け金への所得税、事業税等の課税が免除される。企業や従業員が上乘せして積み立てることも可能であり、企業は、この財形貯蓄プランの受け皿としていくつかのFCPE（企業投資共同基金）を用意する。一般にこの制度を利用するのは大企業が多く、受け皿となるFCPEも自社の株式に投資するものが多かった。

2001年に制定されたファビウス法によって、従来のPEEに加えて、中小企業が制度を利用しやすいように地域ごと業界ごとにFCPEを設立する企業間貯蓄プラン（PEI）と、任意従業員貯蓄労使間プラン（PPESV）が新設された。PPESVについては期間が10年まで延長されると同時に、従業員には最低3つの受け皿となる貯蓄プランを提供し、そのうちの1つは連帯的なプランとしなければならないことが定められた⁸。2008年からは、

PEEにも最低1つは、連帯的なプランを用意することが義務付けられた⁹。

連帯的なプランとは、ファンドの5～10%を連帯企業（entreprises solidaires）として国が認定した企業に投資するものを指す。連帯企業の要件には、少なくとも雇用者の3分の1が長期の失業者や障害者等就業が困

（億ユーロ） 図3-3 従業員貯蓄制度に基づく貯蓄残高



資料 FINANSOL 'Baromètre de la Finance Solidaire 2010', 'Baromètre Professionnel de la de la Finance Solidaire edition 2009'

注 残高はFINANSOLのラベルが有るものと無いものの合計

⁷ Lecuyer (2005) p.147

⁸ PPESVはその後の法改正により、PERCOs（退職団体勘定制度）に置き換えられたが、PPESVの基本的な特徴を受け継いでいる。

⁹ FINANSOL, 'L'épargne salariale : comment investir solidaire ?'

難な人が占めるといったことが挙げられている¹⁰。フィナンソルのラベルの認定を受けた商品のなかにも、従業員貯蓄制度の受け皿となる FCPE が含まれている。フィナンソルのデータを見ると、2007 年、2008 年は従業員貯蓄制度の残高の約半分程度はフィナンソルの連帯貯蓄ラベルを受けた商品の残高が占めている。2009 年分については、データが示されていないが、ほとんどの商品がラベルを得ているとされている。

上述のような制度改正が行われた背景には、フィナンソルがその会員を代表して提案、交渉したことも影響している¹¹。Bourguinat (2005) によれば、従業員貯蓄制度に関する法改正等は、連帯ファイナンスセクターに対する信頼性を向上させることに貢献しており¹²、従業員貯蓄制度を通じた利用だけでなく、それ以外の連帯ファイナンス機関の出資や預金も増加した。特に、図 3-2 や図 3-3 を見ると、2008 年に PEE に連帯的なプランを入れることを義務付けられたことが、従業員貯蓄制度を通じた連帯貯蓄残高の急増に影響を与えたと考えられる。

4 貯蓄・投資に対する税制優遇

従業員貯蓄制度を通じた利用以外にも、連帯貯蓄商品に適用される税制優遇措置がある。

1 つは、マデラン特典と呼ばれる非上場の株式（出資）への投資に対する税制優遇措置である。1 人 2 万ユーロ（約 240 万円）までを上限に、最低 5 年間保有することを条件として、投資総額の 25% に対して所得税が減免される。NEF への出資は、この適用を受けることができる。

第 2 に、TEPA 法による富裕連帯税の減免措置がある。富裕連帯税は、総資産から総負債を差し引いた純資産に対して課税するものであり、純資産の額が 79 万ユーロ（約 9,480 万円、2010 年の場合）を上回ると課税の対象になる。税率は、純資産の額に応じて 0.55% から 1.8% とされているが、非上場の中小企業への出資額（出資額の 75% まで、年額 5 万ユーロを限度とする）に相当する分については税の支払いが減免される。出資は最低 5 年間保有することが条件である。ただし、マデラン特典での控除と併用することはできない。

第 3 に、フランスでは、公益組織や慈善団体等への寄付金の 66% に対して、個人の場合は課税所得の 20% を限度に税額控除される制度がある。NEF の長期預金、クレディ・コーペラティブの Codesol や Livre Agir 等、金利の一部を寄付する商品の利用者もその適用を受けることができる。また、貧しい人に食べ物や宿泊所を提供する組織を支援するための寄付に対しては、税額控除される割合が寄付金の 75% に引き上げられる。

第 4 に、連帯貯蓄商品からの非政府組織に与えられた寄付の額に対しては、社会保障税が通常の 18% から 5% に引き下げられる。

フィナンソルのサイトやフィナンソルが発行している Baromètre では、従業員貯蓄制度

¹⁰ 連帯企業の要件については、次章の注 15 により詳しく述べている。

¹¹ Bourguinat (2005) p.11

¹² Bourguinat (2005) p.16

も含めて、各商品でどの税制優遇措置を受けることができるかを示している。

5 関心の高まり

フィナンソルは、IPSOS という調査会社とともに、毎年連帯貯蓄に関する一般の認知度について調査を行っている。2010年に実施した調査¹³によれば、今までに連帯貯蓄という言葉聞いたことがあるかという質問に対して、50%の人が「ある」と回答した。「ある」と回答した割合は、2004年～2007年までは26～30%の水準であったが、2008年には35%、2009年には40%となり、2010年に50%に達した。従業員貯蓄制度の改正などもあり、認知度が次第に高まっていることがうかがわれる。ただし、フランス南西部では「ある」の回答割合が62.4%であるのに対し、東部では39.8%と認知度には地域差があるようである。

フィナンソルでのヒアリングによれば、若い世代の方が関心は高いが、実際の利用者は資金的なゆとりのある40～50代の人を中心とのことである。フランスの個人貯蓄市場の大きさから考えると連帯貯蓄商品の利用規模はまだ小さいと考えられており、関心を実際の利用につなげていくことが今後の課題であると考えられる。

6 小括

フランスでは、フィナンソルというアソシエーションにより、一般の金融商品から「連帯貯蓄商品」を区別するためのラベルが作られている。このラベルの認定は一般の金融機関でも受けることができ、実際に「連帯貯蓄商品」残高の約9割は一般の金融機関が提供する商品が占めている。しかし、相対的に残高の規模は小さくとも、連帯ファイナンス機関の連帯貯蓄商品の残高は年々増えており、その市場が拡大してきていることが分かる。フランスの連帯ファイナンス機関であるNEFの預金、貸出金残高が増加していることは、第2章でみたとおりである。

フランスの事例からは、それぞれの連帯ファイナンス機関がその活動をするなかで、ネットワーク組織であるフィナンソルを作り、セクターとしての存在感を増し、従業員貯蓄制度改正の提案等によって、さらに成長を遂げた様子がうかがわれる。また、一般の金融機関と連帯ファイナンス機関との提携など、注目すべき点が多い。さらに、近年では、連帯ファイナンス機関のなかで、失業者の雇用促進を図る組織の活動が活発化しているので、その活動について次の章でとりあげてみたい。

¹³ 2010年3月12日、13日に18歳以上の946人を対象に電話にて実施。

第4章 フランスにおけるマイクロクレジット

1 マイクロクレジットとは

(1) EUにおけるマイクロクレジット

ヨーロッパにおいて、マイクロクレジットは 1992 年以降、中東欧のいくつかの国で非常に急速に発展したが、イギリスやフランス以外の西欧では、その発展は比較的近年になってからのことであった¹。

EU でマイクロクレジットの重要性が公式に示されたのは、欧州議会が 2000 年に「企業と企業家精神、特に中小企業のための多年度計画」を採択した際である²。マイクロクレジットは、零細企業(マイクロ企業)や小企業³の促進との関係でとらえられることが多く、2003 年には欧州委員会の企業総局が「小企業と事業創造のためのマイクロクレジット：市場のギャップを乗り越える」と題する報告書を刊行し⁴、2004 年にマイクロクレジットの実務家や政策決定者を招いて、ヨーロッパのマイクロクレジットに関する会議を開催した。

2006 年には欧州委員会が「欧州委員会報告書 欧州共同体の計画⁵の実行：中小企業の成長への資金供給－ヨーロッパの価値の付加」を刊行した⁶。その報告書のなかでは、小企業の成長を促進するためにはマイクロクレジットの発展が重要であるとしているが、その発展の障害となる一つの要因として、ヨーロッパ諸国の国内法制に注目している。その後、2007 年に欧州委員会は「欧州委員会報告書 成長と雇用の支援におけるマイクロクレジットの発展のためのヨーロッパのイニシアティブ」を刊行し⁷、マイクロクレジットの発展を阻害する法制やその他の障害を取り除く方法について提言している。

このように、EU 内ではマイクロクレジットを振興しようという動きが強まる一方で、後述するようにマイクロクレジットの定義が金額だけで定められているため、実態を把握しきれず適切な方策をとることができないのではないかという懸念がある。そうした流れをうけて、フランスでは、ラガルド大臣が国内の実情を把握するようにと経済・産業・雇用省に指示し、2009 年 12 月に、300 ページ以上に及ぶ「マイクロクレジット (LE

¹ EUROFI (2008) p.1

² McDowell (2006) p.6。計画の名称は、European Multiannual Programme (MAP) for Enterprise and Entrepreneurship, in particular SMEs (2001-2005)。

³ EU では、零細企業は、従業員数 10 人未満、年間売上 200 万ユーロまたは年次総資産 200 万ユーロ以下、小企業は従業員 50 人未満、年間売上 1,000 万ユーロまたは年次総資産 1,000 万ユーロ以下と定義されている。

⁴ 報告書の原題は、'Microcredit for small businesses and business creation: bridging a market gap'。

⁵ この計画は、2000 年 3 月の欧州理事会で採択された EU の長期的な経済・社会政策であるリスボン戦略を実行するために策定されたものである。

⁶ 報告書の原題は、COM(2006)349, 'Implementing the Community Lisbon Programme: Financing SME Growth – Adding European Value'。

⁷ 報告書の原題は、COM (2007)708, 'A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment'。

MICROCRÉDIT」⁸と題する報告書が刊行された。

この章では、上記の報告書のデータ等を参考に、現地でのヒアリング結果もふまえて、フランスにおけるマイクロクレジットの動向をとりあげてみたい。

(2) マイクロクレジットとは

マイクロクレジットは、マイクロファイナンスの一部としてとらえられている。マイクロファイナンスは、融資だけでなく貯金や決済、保険なども含むより幅広い概念であり、マイクロクレジットはこうした金融サービスのうちの融資のみをさす用語と考えられている⁹。

EUにおいては、欧州委員会がマイクロクレジットを「額が 25,000 ユーロ以下の融資」と定義している。この額は、1 ユーロを 120 円とすると約 300 万円ということになる。この定義については、物価水準の違う EU 各国で一律の金額であること、融資の内容を考慮していないため一般の人が消費財を購入するために利用する通常の小口融資も含まれること等が課題として挙げられている。

しかし、前述の報告書「小企業と事業創造のためのマイクロクレジット：市場のギャップを乗り越える」（2003 年）では、新規あるいは既存の小企業に対する 25,000 ユーロ以下の融資に関する事例を紹介している。また、欧州委員会の報告書「成長と雇用の支援におけるマイクロクレジットの発展のためのヨーロッパのイニシアティブ」（2007 年）では、マイクロクレジットは、主に従業員 10 人未満の零細企業と、自営業を営みたいにもかかわらず伝統的な銀行サービスを受けられない不利益な立場にある人々（失業者や移民など）向けであるとされている。公式な定義には含まれていないものの、マイクロクレジットは、通常こうした文脈のなかでとらえられていると考えられる。

フランスのマイクロクレジット研究者の Emmanuel Moyart 氏によれば、フランスにおいては、マイクロクレジットは、金額にとられるよりは、一般の銀行から借入ができないような人向けの小額の融資をさしていると考えればよいのではないかとのことであった。フランスの経済・産業・雇用省の刊行したレポートではフランス独自のマイクロクレジットの定義が定められているわけではないが、一般の銀行から借入ができない人々に対する小額の融資を行う組織等の事例が紹介されており、フランスでは単に金額だけでなく、借り手の性質を含めたとらえ方がなされていると考えられる。

このような考え方をとるならば、失業者や移民等の社会的に不利な立場にある人々が事業を興すための資金ニーズに対応するマイクロクレジット機関は、金融面でのリターンとともに社会面、環境面、倫理面でのリターンを追求していると考えられ、ソーシャル・ファイナンス機関（連帯ファイナンス機関）に含まれるとみることができよう。

⁸ 経済・産業・雇用省のウェブサイトからダウンロード可能
<http://www.economie.gouv.fr/services/rap10/1003rapmicrocredit.pdf>

⁹ Adie (2008) p.62

2 フランスにおけるマイクロクレジットの背景

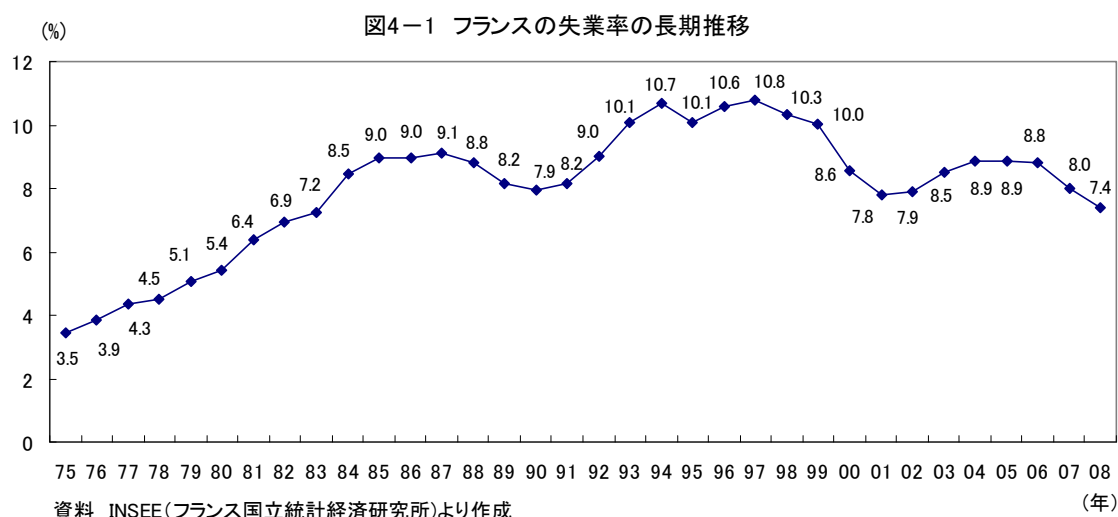
(1)失業率の推移

フランスは、失業問題が深刻だったこと、比較的早くから Adie が活発に活動していたことから、EU のなかでもマイクロクレジットが盛んな国だと考えられている。Adie については後述するとして、フランスの失業問題について少しみてみたい。

フランスでは 1975 年に 3.5% であった失業率が年々上昇し、1980 年代には 9% を超えた（図 4-1）。当時、特に失業保険の受給期間を終了した長期失業者が多いことが問題となり、1988 年には定められた最低所得に達しない 25 歳以上の個人に、最低限の所得手当の支給等を行うと同時に、受給者の環境、資格等の能力を考慮して職業参入を支援する社会参入最低所得（Revenu minimum d'insertion, RMI）という制度が始まった。

また、失業問題に対応するためには、雇用を創出することが重要であるため、個人が起業することを支援する様々な制度が設けられた。フランスでも昔は、学生に「大人になったらどのような職業につきたいか」と聞くと、大企業や公務員と答えるケースが多く、自分で起業することを考えるカルチャーはなかったという。しかし、1990 年代に入ると失業率が 10% を上回るようになり、企業に雇用されるのではなく、自ら起業することを考えざるをえない状況になった。

その後失業率は徐々に低下していたが、金融危機の影響もあり足下では再び上昇している。2009 年 12 月末の失業率は 9.6% まで上昇しており、日本の 5.2% と比べても非常に高い水準となっている。特に 24 歳以下の若者の失業が深刻化しており、この層の 2009 年 12 月末の失業率は 24.0% であった。



(2) 零細・小企業の起業を促進するための取組み

フランスでは起業を促進するために様々な支援策がとられているが、マイクロクレジットの主な対象となる零細・小企業に関連しそうな点を簡単に示してみたい。

起業を希望する人向けの情報提供、研修・指導、必要な資金の融資等に関するサービスは、公的機関によっても提供されている。さらに、起業、事業継承・売買を容易にするための減税措置や優遇措置がとられるなど起業しやすい環境づくりの整備も進められている。

また、2008年に成立した経済近代化法（Loi de Modernisation de l'Économie, 2009年1月1日から施行）により、auto entrepreneur（直訳すると「自己起業家」）という資本金なしで設立できる法形式ができた。auto entrepreneur を設立するための手続きは、インターネットで行えるなど、手続きも簡便化されている。2009年に auto entrepreneur の設立は 32 万件あり、設立された企業全体（58 万 400 件）の 55%を占めた。雇用環境悪化の影響もあり、2009年の企業設立件数は前年（33 万 1,400 件）から 75%の大幅増となり、一種の起業ブームが発生したといえよう。

2009年6月には、前述の社会参入最低所得（RMI）がひとり親手当（API）や雇用手当（PPE）とともに積極的連帯所得（RSA）に統合された。RMIは無職や休職中の人に支給されていたが、RSAは働いていても所得が低い人も支給の対象となり、就業してRMIをもらえなくなるのを恐れて職につかないという事態を避け、働くことを促進しようとしている。

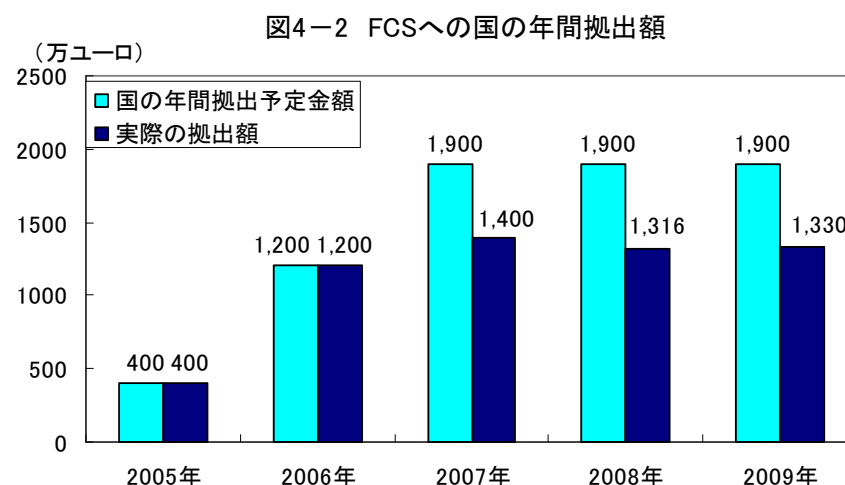
こうした多方面からの環境整備に加えて、失業者など困難な状況にある人が起業を希望する場合の資金面での問題についても、2004年6月に公表された社会統合計画に基づき、マイクロクレジットを強化する措置が講じられるようになった。

(3)社会統合基金の創設

2004年6月にフランス政府は、社会的な不均衡を是正するための社会統合計画を公表した。この計画では、社会問題のうち、雇用、住まい、職場における男女の機会平等の3分野が重点対象とされており、その実現のために「2005年1月18日社会統合計画のための法律」が制定さ

れ、5年間で127億ユーロ（約1兆5,240億円）の予算がつけられた。

この法律の第80条に基づいて創設された社会統合基金（Fonds de Cohésion Sociale, 以下「FCS」という）には、国が5年間で7,300万ユ



資料 Ministère de l'Économie, de l'Industrie et de l'Emploi, 'LE MICROCRÉDIT' より作成

一口（約 87.6 億円）を拠出する予算がついた（図 4-2）。この基金は、個人あるいは法人への融資保証、失業者、社会参入最低所得（RMI）受給者が起業する場合の融資保証のためのものであり、運営は、低所得者向け住宅やインフラ整備向け融資を行う公的金融機関である預金供託公庫（以下、「CDC」という）が行っている。国は、社会統合計画に基づき 2005 年から 2009 年まで毎年 FCS に資金を拠出したが、さらに「Agir pour l'emploi 2008-2012」という枠組みのなかで、2012 年まで資金拠出が延長されている。

フランスのマイクロクレジットは、自分で企業を興したい人向けの融資（microcredit professionnel, 以下「起業向けマイクロクレジット」という）と、個人が就業するために必要な資金の融資（microcredit personnel あるいは microcredit sociale, 以下「個人向けマイクロクレジット」という）に分けられている。FCS は、起業向けについては保証機関への資金拠出、個人向けについては FCS が直接保証するという方法をとる。どのように保証を行っているかについては、以下の事例のなかで紹介することとする。

3 マイクロクレジット機関の例～Adie～

ここでフランスにおいて 20 年以上にわたって活動しており、フランスだけでなくヨーロッパにおけるマイクロクレジットの先駆者と言われている Adie の活動内容についてみたい。

(1) 設立の経緯

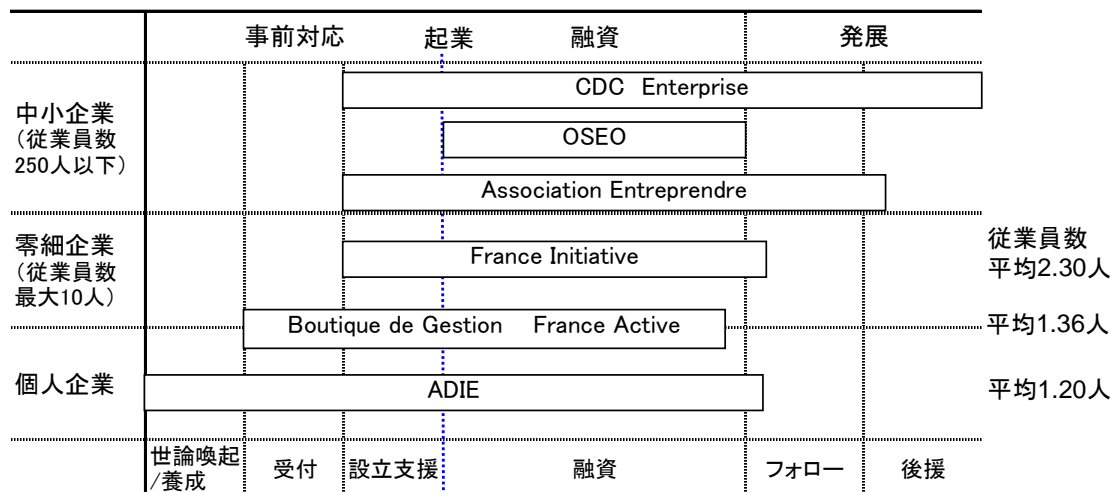
Adie（アディ）という名称は、Association pour le droit a l'initiative economique を略したもので、直訳すると「経済的なイニシアティブへの権利のためのアソシエーション」という意味である。Adie は、1989 年にマリア・ノヴァク氏（現 Adie 会長）によって、グラミン銀行の経験を参考にして、経済的に排除された人々にマイクロクレジットを供与することを目的に設立されたアソシエーションである。

前述のとおり Adie の設立当時、フランスでは失業が大きな社会問題となり、起業のための様々な制度がつくられるようになった。しかし、長期にわたって失業している人々は、自ら事業を立ち上げようとしても、一般の銀行から資金の借入を行うことは難しい。そこで、起業を希望しているにもかかわらず、一般の銀行から借入を行うことができない人に対して資金供給することを目的に、Adie が設立されたのである。主な活動の対象は、RMI（2009 年からは RSA に統合）を受けているような失業者や低所得者である。

フランスには、Adie と同様の活動を行う全国的な組織として、ほかにも France Initiative やフランス・アクティブ（France Active）が存在する。図 4-3 に示すとおり、France Initiative やフランス・アクティブも従業員数 10 人未満の零細企業や個人企業を融資の対象としているが、Adie が対象とする先はそのなかでも特に規模が小さい。平均従業員数は 1.20 人と、ほとんどがひとりで事業を行っているようなケースである。一方、France Initiative は、Adie に比べると、失業との関わりよりは起業活動により力点をおいて

いとされ、その顧客はほぼ銀行から借入可能な人であるとされている¹⁰。

図4-3 ADIEの活動対象範囲



資料 ADIE, 'L'Aventure du microcredit en France'より引用

(2)活動内容

Adie の組織構成をみると、国内に 19 の地方支部があり、常設の支所が 130 ヶ所に開かれている。そのほかにも失業者の相談に乗る公的機関に出向いて対応するような窓口が 380 ヶ所設置されている。481 人の職員のほか、1,530 人のボランティアがいる。Adie の主な活動は、起業しようとしているが、一般の銀行からの融資を受けられない人に対して、資金を供給するとともに、経営のサポートを行うことである。

a 融資

起業する人向けの融資としては、①マイクロクレジット (microcrédit) と②信用貸付 (Prêt d'honneur) がある。

①のマイクロクレジットは、上限が 6,000 ユーロ (約 72 万円)、期間は最長で 30 ヶ月、借り手に連帯保証人を求め、融資額の半分を保証してもらうという資金である。借入者は、借入額の 5% を手数料として支払う。

通常は、1,000 ユーロ (約 12 万円) ぐらいの額で融資を始め、借り手から返済が行われると徐々に金額を上げるという方式をとる。Adie によると、マイクロクレジット 1 件あたりの平均融資額は 2,800 ユーロ (約 33 万 6,000 円) である。保証については、保証そのものが重要というよりは、周囲に支援してくれる人がいるかどうかを確認するという意味もあって求めている。

2009 年 7 月現在の貸付金利は 9.71% であった。金利水準がかなり高いようにも感じられるが、上述のとおり融資の額自体が大きくなりなく借入期間も短いため、借り手にとってそれほど大きな負担にはならないのだという。また、一定程度の利ざやを得ることは、Adie

¹⁰ Granger (2009) p.7

が持続的に業務を行うためには不可欠である。

②の信用貸付は、無担保・無保証かつ無利子で融資する制度である。借り手はこの資金を自己資本に算入できるため、他の銀行からの融資を受けやすくなる。いわば梃子のように機能する資金であり、マイクロクレジットを補完する役割をもっている。無担保・無保証かつ無利子であることから、対象はマイクロクレジットと比較すると、相対的に信用度の高い先に限定される。

Adie のウェブサイトでは、借入を希望する人には Adie に電話するか、ウェブサイト (Adie Connect) にアクセスすることを求めている。電話やウェブを通じてコンタクトを受けると、Adie のカウンセラーがコンタクトしてきた人に対して、その人の置かれている状況や立ち上げたいと思っている事業についていくつかの質問をする。カウンセラーは、事業の内容や計画が十分でない場合は、無料で受けられる研修を勧めたり、計画を最終段階にできるようにサポートする地域のパートナーを紹介したりする。事業の計画がある程度できていれば、カウンセラーは、事業の詳細や必要になる資金について分析するため、窓口でアドバイザーと面談をすることを提案する。

事業計画が固まると、借入希望者はアドバイザーと面談して書類の作成に備える。次にアドバイザーは、分析のうえで作成した書類を貸付委員会に提出する。貸付委員会は、Adie の地方支部の代表、アドバイザー、地元のアソシエーションのボランティア、提携している銀行の役職員等によって構成されている。

審査に関して、Adie では、①借入者本人 (熱意や能力等)、②プロジェクト (潜在的な顧客、予測される売上高等)、③現在の予算と、企業設立後の収入の見込みに基づく返済能力の3点から行うが、Adie では特に人物そのものに重きを置くところが一般の銀行と異なるとしている。

b. 起業・経営支援サポート

Adie では、融資の前に事業計画の策定など設立のための支援や、起業後の法務、税務アドバイスなどのフォローも行っている。このサポート業務には、有給職員の一部がかかわっているだけでなく、1,530 人のボランティアが携わっている。ボランティアの人は、現役あるいは退職した企業経営者、コンサルタント、銀行員、会計士等であり、これらの人々が有給職員とチームを組んで専門知識を生かしつつ、新規事業の経営計画の立て方や資金管理等についてアドバイスを行う。Adie のアニュアルレポートによると、ボランティアの人は、1ヶ月に平均 3.8 時間を Adie のために費やしている。

また、若者や特定の問題を抱える人々 (例えばフランス語を十分に話せない等) などに対する特別なビジネスサポートプログラムも作られている。

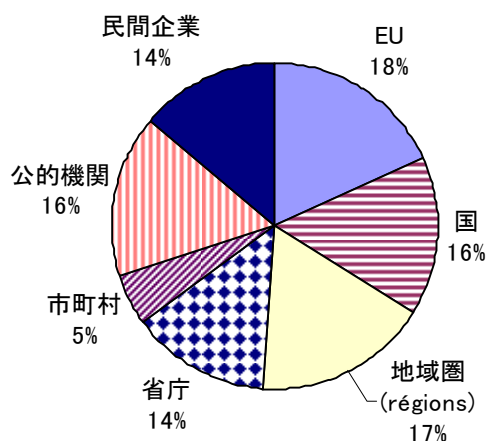
こうしたサポートには、EU、国、地方公共団体、民間企業等から補助金や寄付も受けており、2009 年の場合、その額は約 2,425 万ユーロ (約 29.1 億円) であった (図 4-4)。Adie によると、こうした補助金や寄付は、特定のサポート業務に対してなされるケースも多いという。例えば、ヘア用品を扱う企業の場合、美容師になることを希望する若者への

サポートのために寄付を行うなどである。企業の場合、こうした寄付に対して、税金の控除というメリットもある。

また、資金ではなく、法律事務所が起業家に対して電話で法律相談に乗るサービスを無料で提供するというケースもある。Adie から借入をした人は、借入期間中、法律相談などの経営支援を Adie から受けることができる。

こうした支援にかかる費用は、借入者一人につき平均で年間 1,660 ユーロ（約 19 万 9,200 円）と算出されている。

図4-4サポート業務に対する資金拠出(2009年)



資料 ADIE, 'Rapport Annuel 2009'より引用

(3) 融資のための資金源

a 設立当初

設立当初、Adie ではグラミン銀行のように、借り手が数人で1つのグループを作り、一緒に返済計画を作成したり、お互いの借入の保証を行ったりすることを考えていた。しかし、この方法は、農村など小規模コミュニティの人々が集まってグループを作っているグラミン銀行には有効でも、フランスのもともと知り合いだったわけではない人たちにはなじまなかった¹¹。

そのため Adie では融資のための資金源がない状態であったが、ヨーロッパの貧困克服プログラムとともに、CCFD（飢餓撲滅と開発のためのカトリック委員会）等いくつかの団体が資金を提供してくれることになり、融資ができるようになった。しかし、1990年の時点では、融資の件数はわずか34件に過ぎなかった。

b 銀行との提携開始

1994年に、Adieの活動をテレビのドキュメンタリー番組で見たクレディ・ミュチュエルの地方連盟の会長が、Adieとクレディ・ミュチュエルとの提携を提案したことを皮切りに、融資のための資金が銀行から出ることとなった。

この枠組みにおいては、Adieが借入のための書類を準備し、前述の貸付委員会において審査を行う。その結果、融資が決定すると銀行は市場金利で融資を行う。通常のローンと同様の管理は銀行が行うが、新規に設立した企業への経営アドバイス等はAdieが行う。保証人が50%の保証を行い、万一返済が3回滞った場合には、Adieがローンを銀行から買い取り直接回収を行うという方式であった。

こうした提携により Adie の融資件数は徐々に増加し、提携する銀行も拡大した。しかし、このやり方では、Adie の審査で融資の決定をしても、銀行側が手続きをして実際に融

¹¹ Bourguinat (2005) p.17

ある預金供託公庫（CDC）や、地方自治体、国、そしてかつては公的な性格を有していたケス・デパルニュ（現在は協同組合銀行）のシェアが高い。

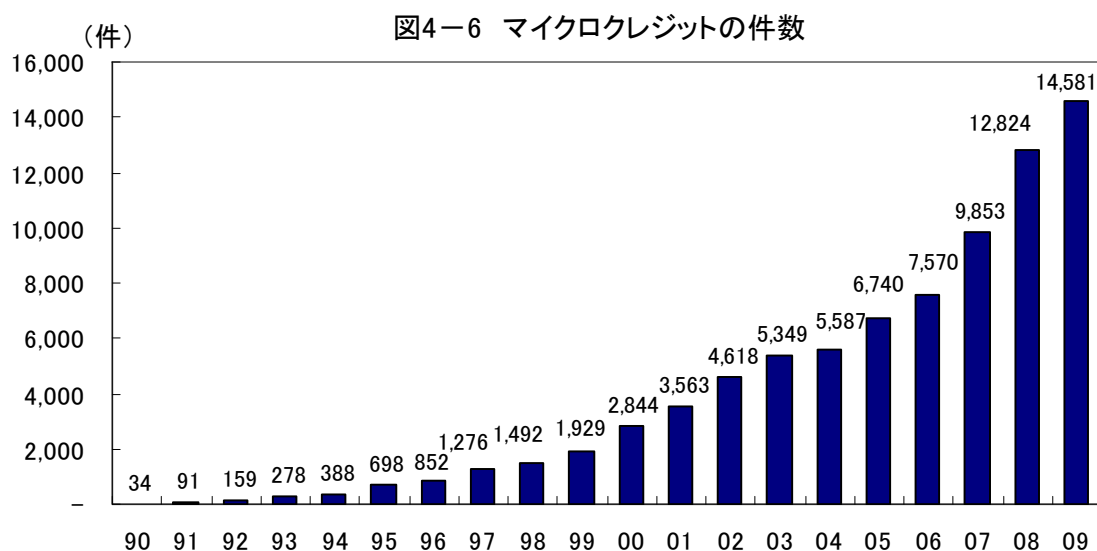
e 保証

Adie のマイクロクレジットは、主に2つの保証基金による保証を受けている。一つは不利な立場にある人を労働市場に統合することを支援する組織に保証を提供する FGIE で、FCS が資金を拠出し、後述のフランス・アクティブが運営を行っている。FGIE は、融資額の70%までの保証を行う¹³。もう一つは中小企業に対するリスクキャピタルの融資や保証を行う欧州投資基金（フランス語での略称は FEI）¹⁴による保証である。FEI は、融資額の75%までの保証を行う。両方の保証を併用することはできない。

(4)実績

2009 年には、14,581 件のマイクロクレジット、1,530 件の信用貸付金が供与された。2009 年末の残高はそれぞれ 4,806 万ユーロ（約 57.7 億円）、1,350 万ユーロ（約 16.2 億円）であった。マイクロクレジットのうち、584 件は個人向けマイクロクレジットであった。2009 年に融資を受けた企業は 10,101 社で、12,121 の雇用が創出された。

1989 年の設立以来、マイクロクレジットの件数は年々増加している（図 4-6）。2009 年末のマイクロクレジットの累計件数は 81,014 件、融資総額は 2 億 2,112 万ユーロ（約 265.3 億円）で、融資を受けた企業は 65,527 社にのぼり、合計で 78,632 の雇用が創出された。



資料 ADIE 'Rapport Annuel'等から作成

¹³ FGIE の保証の上限は通常融資残高の 50%であるが、Adie 向けについては 70%までとされている。

¹⁴ 欧州投資基金には、欧州投資銀行が 61.2%、欧州委員会が 30.0%、民間金融機関が 8.8%を出資している。

融資の返済率は92%と示されているが、ヒアリングによると、まったく返済がなされなかったのは3%で、残りの5%は条件変更を行ったうえで返済がなされているという。設立された企業の存続率は2年後には65%、3年後には57%で、これはフランスで設立された企業の存続率の平均値よりも高い。次項で紹介するように、Adieの融資先は困難を抱えた人がほとんどであることを考慮すると、この存続率は非常に高く感じられる。

(5) 設立した企業の業務内容と借入者のプロフィール

a 設立した企業の業務内容

Adieのアンニュアルレポートにより、Adieからの借入によって設立された企業の業務内容をみてみたい。

最も多いのは、散髪や介護などの「対人サービス」と「移動商店」で、それぞれ25%を占める(図4-7)。移動商店は、改造した車両で軽食を販売したり、朝市に露店を出したりするようなものをさしている。次いで多いのは、「定着した商店」であり、これは通常の商店である。毎年Adieのアンニュアルレポートを見ると、黒人女性向けの化粧品を扱う店、アクセサリ店、タジン鍋などの食器を扱う店などが紹介されている。

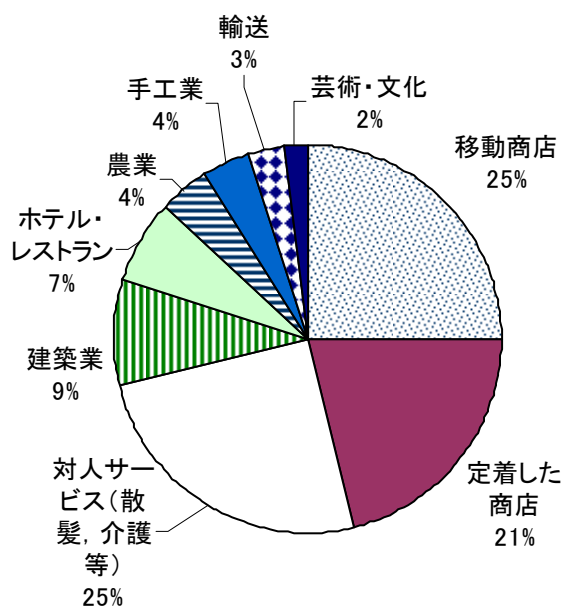
Adieでのヒアリングによると、これまでにAdieから融資を受けて最も成功したと考えられるのは、2001年に約4,000ユーロ(約48万円)を借り入れ、家を訪問してパソコン修理を行う企業として設立されたGo-Microである。Go-Microは、現在では50ヶ所の事業所、750人の従業員を抱える企業に成長しており、フランス国外にも事業所を設けている。創立者は、2005年に首相官邸に呼ばれ、なぜ失業者が3年間で国内第一のパソコン修理業者になれたのかを首相に聞かれたこともあるという。

ただしこれはレアケースで、通常は設立者本人だけか、従業員が1人ぐらいの企業がほとんどである。

b 借入者のプロフィール

次に借入者のプロフィールをみると、借入者の約7割は、起業前は雇用復帰支援手当(ARE)や社会参入最低所得(RMI)等の社会保障に頼っていたことが分かる(図4-8)。収入源が「なし」という人が28%も占めているが、そのなかには税務署に申告していない

図4-7 設立した企業の業務内容



資料 ADIE 'Rapport Annuel 2009'より作成

ようなヤミ労働についていた人も含まれるのではないかとみられている。

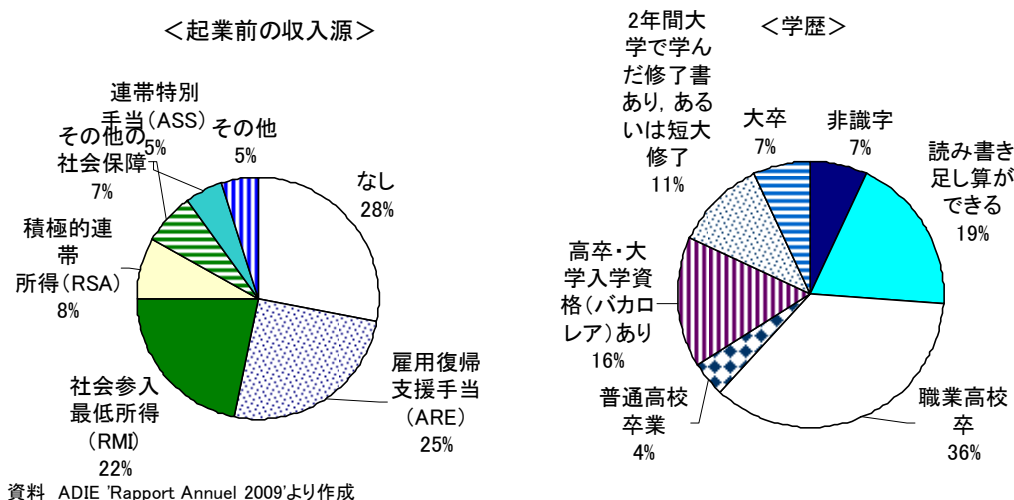
学歴については、「職業高校卒」の人が 36%と最も多いが、次いで多いのは「読み書き足し算ができる」程度の人で 19%を占める。「非識字」の人も 7%を占めている。

居住地について、約 10%の人が定住地を持たない人とされており、いわゆるロマと呼ばれる人々も借り手として多いとのことである。Adie によると、こうした人々は正規の教育は受けていないものの、非常に生活力があってたくましいのだという。ロマの人の場合、一緒に生活している集団内での結束が強いので、同じ集団の人のなかから保証人をつけると、集団生活をしていくために返済を滞らせることがほとんどないという。Adie では、このように借り手の習慣や文化に配慮しながら対応を行っている。

借り手の年齢は、30～39 歳が 33%、40～49 歳が 24%、25～29 歳が 17%、50 歳以上が 16%、25 歳未満が 10%を占めている。Adie では、今後は、国内人口の高齢化が進展する一方で受給できる年金の額が減少することから、高齢者の起業が増え、その対応が重要になるであろうと予測している。

先に述べたとおり、1つの雇用を生み出すための費用は、融資のための金額を除くとサポートの部分で年平均 1,660 ユーロ（約 19 万 9,200 円）である。継続的に社会保障を給付するよりも、失業者等の人々が起業することを支援するほうが、費用はずっと少なくてすむうえに、借り手の人々は自分の力で働いているということが社会のなかで生きていく自信につながるという効果があるという。

図4-8 借り手のプロフィール(2009年)



(6)新しい取組み

Adie では、マイクロクレジットの潜在的なニーズは年間 10 万件程度あるのではないかと推測しており、それらにもっと対応していきたいと考えている。そのため、いくつかの新しい取組みを始めたり、検討したりしている。

1つは、2009年から開始したインターネット（Adie Connect）でのマイクロクレジットの受付である。居住地の近くに Adie の窓口がないという人も多いため、受付方法を広げている。

第2は、農村部での起業促進である。Adieによると、農村部で農業者の貧困化が静かに進行している可能性があるのだという。農業を営んでいるため、収入が全くないわけではないが、低所得で困窮しているにもかかわらず、周囲の人に相談できない人が増えてきている。そこで、Adie の職員がキャラバン隊として農村の朝市に出向いて、Adie の紹介や相談の受付を行うという取組みを始めている。また、大手食品企業と提携して、農村部の農業者が鶏肉やトマトを簡単に加工・パッケージ化し、産地直送する仕組みを作ることに取り組んでいる。

第3にマイクロフランチャイズというビジネスモデル作りに着手している。これは、起業したいが具体的にどのような事業をすればいいかわからないという人向けに、フランチャイズ事業を行うというものである。例えば、水を使わない洗車サービスや自転車でのカフェサービスをフランチャイズ事業化できないか、Adie とは別の組織を立ち上げて検討しているとのことである。

4 起業向けマイクロクレジットのための保証～フランス・アクティブ～

次に、FCS との提携により、マイクロクレジットのための保証業務を行っているフランス・アクティブ（France Active）を紹介したい。

(1)概要

フランス・アクティブは、Fondation de France、預金供託公庫（CDC）、クレディ・コーペラティブ、MACIF 財団（保険会社の財団）等により 1988 年に設立された。設立の目的は、困難な状況にある人向けの雇用創出、就業状況の改善を支援することである。業務内容は設立以来変遷があるが、近年は①個人企業や零細企業を設立する個人への保証と融資（信用貸付）、②アソシエーションや連帯企業¹⁵への保証と融資を行っている。

フランス・アクティブの法的形態はアソシエーションであり、パリに全国本部、地方に 40 の支部がある。融資や保証業務については、別企業を設立して行っている（図 4-9）。すべての組織全体で、380 人の職員のほか、850 人のボランティアがいる。職員は高学歴で新卒の人が多く、平均年齢は 30 歳と比較的若いだが、ボランティアの人は、退職して時間的余裕のある専門的な知識をもつ人が多いとのことである。

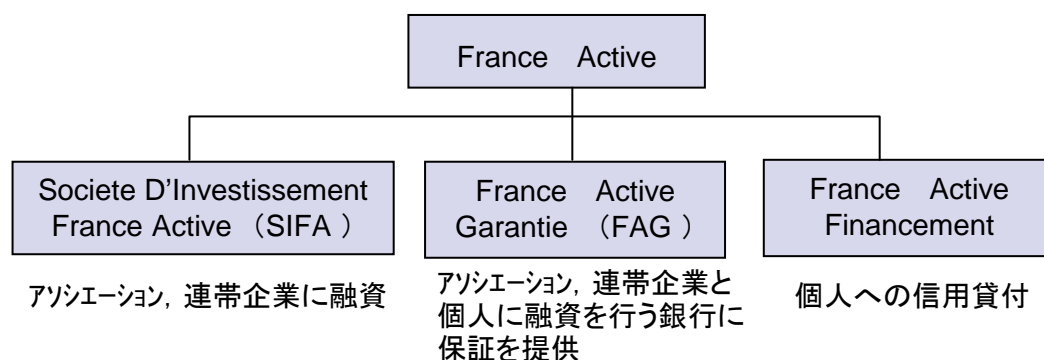
フランス・アクティブの運営費は、設立メンバーの 1 つである CDC が約 1/5 を拠出している。その他にも、地方自治体、国、欧州社会基金（European Social Fund）が資金を

¹⁵ 「連帯企業」の条件は法律により規定されており、企業が県に届け出て認可をうけることになっている。上場企業は不可、役員給与には上限が設けられ、従業員の最低 1/3 は困難な状況にある人（若者、失業者、障害者など）であること、または、従業員が直接的または間接的に役員を選出する企業であることが条件である。この条件を満たせば、企業規模は関係がない。

拠出しており、民間からの拠出は 15%を占める。

前述のとおり、フランス・アクティブは融資業務と保証業務を行っているが、この項ではフランス・アクティブの保証業務に焦点をあてて紹介する。融資業務の仕組みは Adie とほぼ同様であるが、大きく異なるのはフランス・アクティブの場合、①融資を希望する個人や企業に対する融資前のサポートは、提携している国の機関である *Boutique de Gestion* が担当していること、②対象が個人や零細企業だけでなく連帯企業を含むことである。

図4-9 フランス・アクティブの組織図



資料 France Active プレゼン資料より作成

(2)保証業務

保証業務は、France Active Garantie (以下、「FAG」という) が担当している。FAG は国との提携により、国が設立した様々な保証基金を運営している。そのうちの一つである FGIE は、経済活動によって社会的に不利な立場にある人を労働市場に統合することを支援する組織向けの保証基金であり、Adie のマイクロクレジットも主に FGIE の保証を受けている。FGIE の保証は、期間 2 年から 12 年、上限は融資額の 50%または 60,000 ユーロ (約 720 万円) である。また、FGIF は、起業あるいは事業の再生を希望する女性に対する融資を保証する基金であり、期間は 2 年から 7 年、保証額は融資の 70%、または 27,000 ユーロ (約 324 万円) である。FGIE も FGIF も、それぞれ保証額の 2.5%の手数料が必要である。

FAG は、銀行が提供する融資への保証も行っている。FAG 保証基金を利用した場合、期間は最長 5 年間で、保証は融資の 50%または 45,000 ユーロ (約 540 万円) までである。手数料として、保証額の 2%が必要となる¹⁶。

フランス・アクティブでは、保証のレバレッジ効果について以下のように説明している。例えば公的機関が 1 ユーロ拠出すると、FAG 保証基金の場合貸倒れの比率を勘案すると 4 倍の額 (4 ユーロ) の保証をつけることができる。FAG 保証基金は、銀行が融資した額の半分を保証することになっているので、4 ユーロの保証が可能ということは、銀行は 8 ユーロ

¹⁶ これらの条件は、2009 年のアニュアルレポートによる。

一口の融資を行うことができるということの意味する。公的機関がもともと出す金額は小さくても、レバレッジ効果により、借り手はその8倍の金額を銀行から借りることができるようになるのである。

(3)保証の受け方

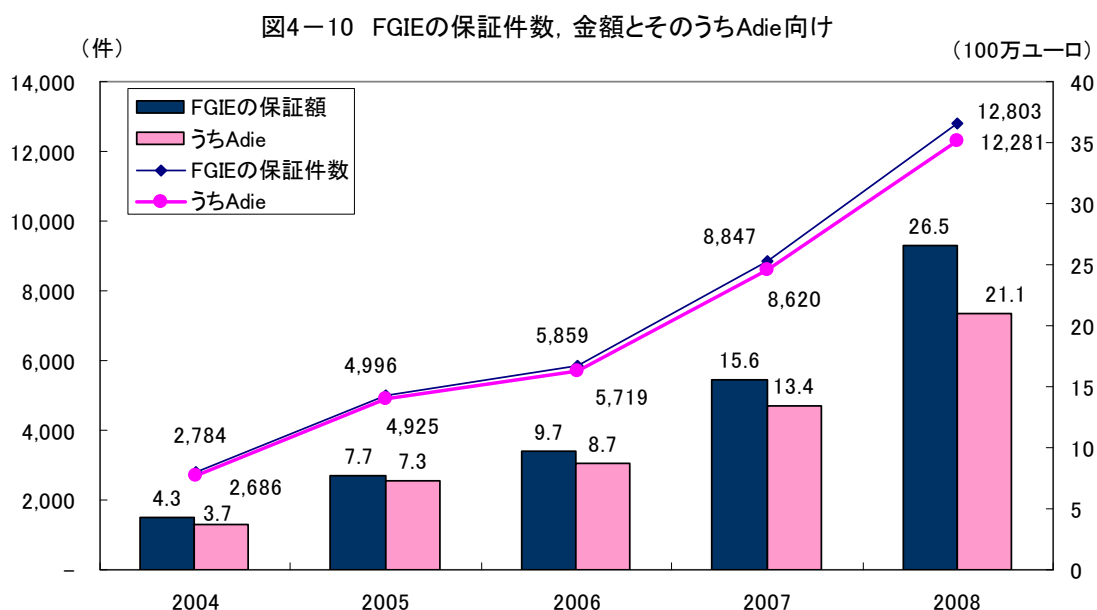
一般的に、保証を受けたい人や連帯企業は、フランス・アクティブの地方支部の窓口に来ることが多い。そこで、フランス・アクティブの担当者が事業内容をチェックし、保証をつけられそうな案件であれば申請書類を作成することになる。様々な保証のうち、どのタイプが適当かは、フランス・アクティブの担当者が決定する。

保証を行うかどうかはフランス・アクティブの貸付委員会で決定する。この貸付委員会は、CDCの職員、失業者・身障者の支援等を行うアソシエーションの人、地方公共団体の人、提携先の銀行職員等によって構成されている。フランス・アクティブの職員はプロジェクトの説明のみを行い、貸付委員会のメンバーにはなっていない。

保証を受けられることが決定すると、借入希望者は融資を受けたい銀行に相談に行く。融資を受ける銀行は、フランス・アクティブが紹介する場合と、借入者が決定する場合と両方がある。融資をするかどうかの決定は、銀行が判断することになる。保証がつくからといって自動的に融資が決定されるとは限らないが、保証がつくことが分かれば融資を受けやすくなる。

(4)実績

フランス・アクティブが関係する保証の実績について、主なものをみておきたい。



資料: Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi, 'LE MICROCRÉDIT'より作成

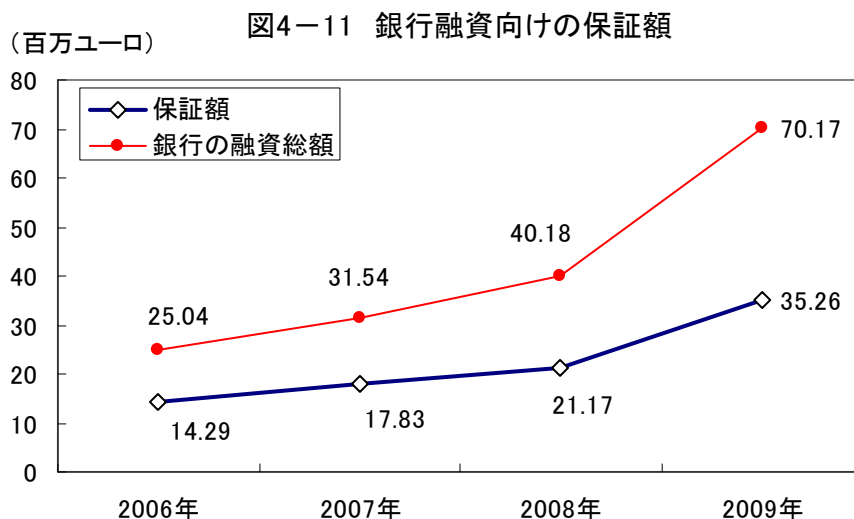
a FGIE

運営している保証基金の1つであるFGIEの実績をみると、件数、金額とも前年に比べて大きく増加している（図4-10）。2008年の場合、FGIEの保証件数1万2,803件のうち、95.9%にあたる1万2,281件をAdie向けが占めている。ただし、保証額ベースでは2,650万ユーロ（約31.8億円）のうち、Adie向けは2,110万ユーロ（約21.3億円）と79.6%に過ぎない。これは、Adieの融資額が小額であるため、保証額もそれにともなって相対的に小額になるためだと考えられる。

b 銀行融資への保証

銀行融資に対する保証額は、2009年に前年比66.6%幅と大幅に増加し、3,526万ユーロ（約42.3億円）となった（図4-11）。銀行の融資額も、前年比大幅増の7,017万ユーロ（約84.2億円）となった。件数データが把握できる2008年は、件数が1,541件、銀行の融資額が4,018万ユーロ（約48.2億円）であることから、1件あたりの銀行融資の額は2万6,074ユーロ（約313万円）であった。Adieのマイクロクレジットの平均供与額が2,800ユーロ（33万6,000円）であることを考えると、銀行が貸し付けている金額はかなり大きいとみられる。

これについて、2009年のフランス・アクティブの年次報告によると、銀行の融資額別にみた保証件数は、10,000ユーロ未満が27%、10,000ユーロ以上25,000ユーロ未満が35%、25,000ユーロ以上40,000ユーロ未満が18%、40,000ユーロ以上50,000ユーロ未満が7%、50,000ユーロ以上が13%である。したがって、EUのマイクロクレジットの定義をみたま銀行融資は、約62%を占めるということになる。



資料 Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi, 'LE MICROCRÉDIT', France Active, 'Rapport d'Activité 2009'より作成

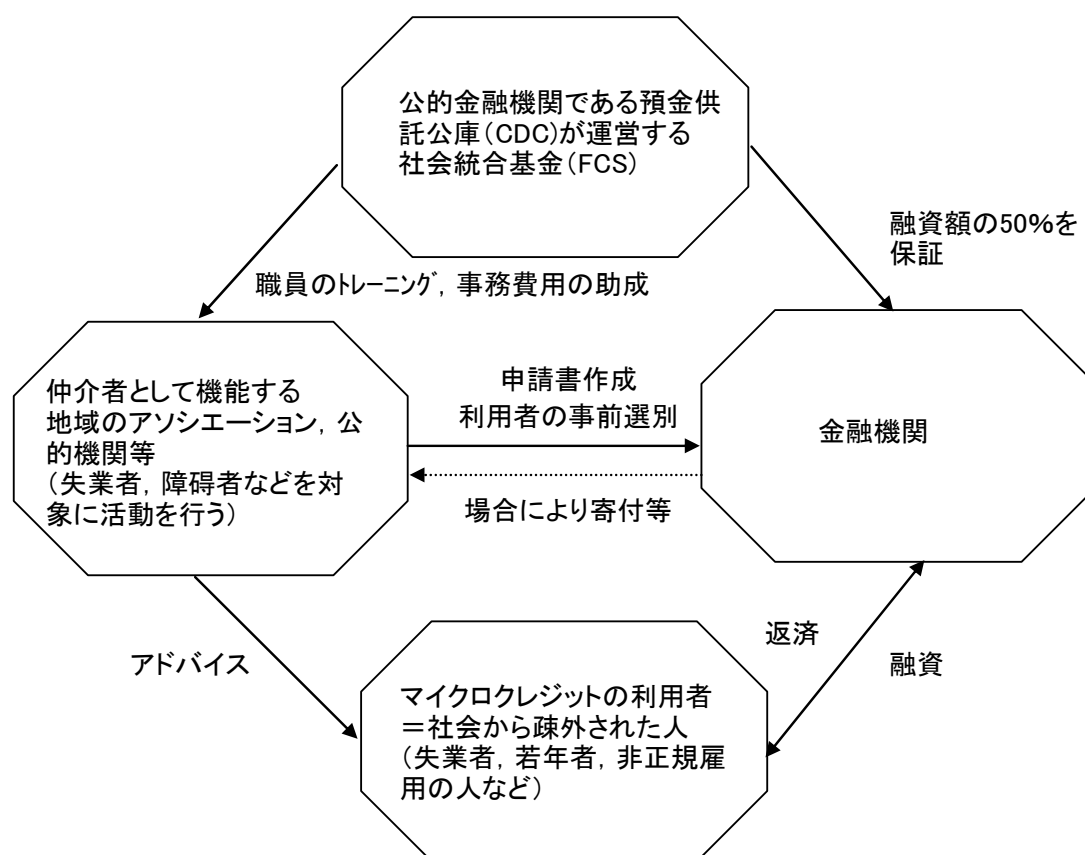
5 個人向けマイクロクレジット

(1) 仕組み

個人向けマイクロクレジット（フランス語では *microcredit personnel* あるいは *microcredit sociale* と呼ばれる）は、個人が就業するために必要な資金を融資するものである。そうした貸付は、個別の金融機関では以前から行われていたであろうが、2005年に社会統合基金（Fonds de Cohésion Sociale, FCS）が創設され保証がつくようになり、活発化したとみられる。以下は、FCSの保証がつくものについてとりあげることにする。

FCSの保証がつくマイクロクレジットの要件は、融資額が3,000ユーロ（約36万円）未満で、期間は3年以下、資金用途は就業準備用に限定される。資金用途は、例えば、通勤用のバイクや中古車の購入、職業訓練を受けるための費用、職につくための健康状況の改善等が該当し、就業に関係しない消費財の購入等には融資しない。また、融資にあたっては、借入者に助言等を行う団体のサポートがあることが義務づけられている。その仕組みを、イメージとして示すと図4-12のようになる。詳細について、以下順を追って説明する。

図4-12 個人向けマイクロクレジットの概念図



資料 E. Moyart氏からのヒアリングをもとに作成

(2)借入者のイメージと借入の方法

個人向けマイクロクレジットの借入者像としては、一般の銀行からの借入は難しいが何らかのサポートがあれば通常の社会生活を営める人で、例えば、家族や本人が病気になったり、職を失ったりして、経済的に困難な状況に陥った人等である。若年層や非正規雇用者といった、いわゆるワーキングプアも多い。

借入の場合は、借入者が直接金融機関の窓口に行くというよりも、困難な状況に陥った人々を支援したり相談対応したりするアソシエーションや公的機関から紹介されるのが一般的である。これらのアソシエーション等は、金融機関と提携しており、借入のための事前審査を行う。事前審査に通った場合は、アソシエーション等の職員が提携している金融機関の借入申込書の記入や必要な書類の整備を手伝う。その書類一式が銀行にわたり、そこで改めて金融機関で審査を行ったのち、実際に融資を行うという仕組みをとる。FCSの保証を受けられる金融機関や仲介者として機能するアソシエーション等は FCS と、また金融機関とアソシエーションも相互に提携の契約を結んでいる。

(3)金融機関と仲介組織～クレディ・ミュチュエルの場合～

筆者は、個人向けマイクロクレジットを行っている金融機関の1つの事例として、クレディ・ミュチュエルの全国連盟にヒアリングを行った。クレディ・ミュチュエルには、18の地方連盟があるが、そのうちの15連盟が個人向けマイクロクレジットを実施している。

クレディ・ミュチュエルにおいて、個人向けマイクロクレジットは、通常の業務の一環として行われている。この業務から大きな収益をあげることは想定していないが、慈善活動として行っているわけでもない。提携しているアソシエーション等で、既に事前審査に通った案件だけが送られてくるため、借入希望者が経済的に困難な状況にある人であっても、クレディ・ミュチュエルの職員は通常の案件と同様の審査を行うことができるのだという。現実には、融資の96%はきちんと返済されており、一般のローンと比較して問題があるわけではない。金利は、FCSの保証を受ける条件として8%以下とすることが求められているが、クレディ・ミュチュエルでは、一般の人向けのローンと同等の5%台に抑えている。

クレディ・ミュチュエルは、マイクロクレジットの借入者に対して、現在陥っている経済的苦境を乗り越えた後によい顧客になってくれることを期待している。特に、困難な時期を支えれば、その借り手のロイヤリティは非常に高いものとなるだろうと考えている。

もともとクレディ・ミュチュエルには、社会的な活動を行うアソシエーション等が顧客としても多く、そういう組織とのつきあいのなかから個人向けマイクロクレジット業務での提携に至ることが多いのだという。仲介役として機能するアソシエーション等との提携は、各地方連盟で決定することとなっている。そうした組織の例としては、家族、若者、ホームレス、受刑者、移民、ロマ等の支援を行うカトリック系のアソシエーションである Secours Catholique のほか、失業者支援組織、住宅供給を通じて若者を支援する組織、移

民の家族などの支援を行う組織，高齢者のケアを行い多くのボランティアを抱える組織，農村の家族支援を行う組織，ホームレスの支援を行う組織，貧困者への食事の提供，識字向上，就業サポート等を行う組織が含まれている。

これらの組織は，もともと地域のなかで失業者や移民，身障者等困難な状況にある人への支援活動を行っていたが，借入支援という活動は，FCS の設立で活発化してきたとみられ，困難な状況にある人の支援についてのノウハウは有しているが，融資のための事前審査には不慣れであることが多い。そのため，FCS は，事前審査や書類の準備等の業務を行うための研修を提携している組織に対して提供している。また，提携してから最初の2年間は，FCS から審査等にかかるコストに助成金が支給される。

これらの組織は，借入申込みのための申請書類の作成等を事前にサポートするだけでなく，仮に返済が滞った場合には，借入者に連絡して，なぜ返済できなくなったのか，どうすれば問題が解決できるのかについての相談対応を行っている。こうした手厚い支援があるため，金融機関は安心して融資を行うことができるのである。

(4)実績

個人向けマイクロクレジットは，2005年のFCSの設立によって活発化してきたため，まだそれほど件数は多くない。しかし，2008年には4,038件と2006年の473件の8.5倍となるなど，急増している（表4-1）。1件あたりの平均残高は，2008年の場合，2,168ユーロ（約26万円）であった。

表4-1とはやや数値が異なるが，FCSから保証を受けるための提携を行っていた機関についてのデータをもてみたい。2008年末時点で提携を行っていたのは，銀行，市町村金融機関，アソシエーションなど19機関であり，これらの機関合計で，2005年以来5,999件の個人向けマイクロクレジットを供与している。

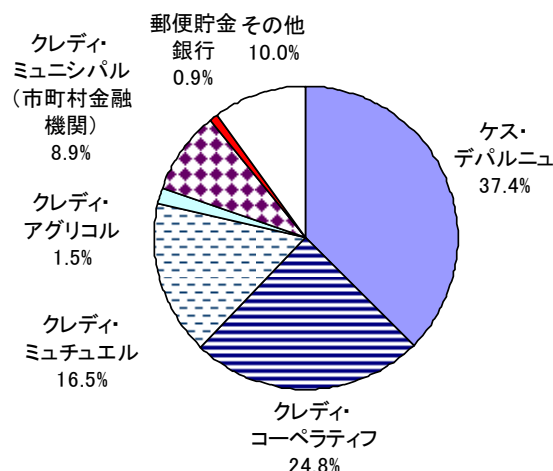
その内訳をみてみると，37.4%

表4-1 個人向けマイクロクレジットの概況

| | (単位 件, ユーロ) | | |
|------------|-------------|-----------|-----------|
| | 2006 | 2007 | 2008 |
| 1年間の新規融資件数 | 473 | 1,863 | 4,038 |
| 1年間の新規融資残高 | 1,105,236 | 4,389,204 | 8,753,872 |
| 平均残高 | 2,337 | 2,356 | 2,168 |

資料 Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi, 'LE MICROCRÉDIT'より引用

図4-13 2008年末までの個人向けマイクロクレジット(5,999件)の機関別内訳



資料 Caisse des Dépôts, 'Rapport d'activité au Comité d'orientation du fonds de cohésion sociale et de suivi de l'emploi des fonds exercice 2008'より作成

をケス・デパルニュ、24.8%をクレディ・コーペラティブ、16.5%をクレディ・ミュチュエルと上位3位を協同組合銀行が占めていた。クレディ・アグリコルの1.5%を含めると、80.2%を協同組合銀行が占めている（図4-13）。

使途については、「雇用と移動手手段」が68%、「住宅」が14%、「教育・研修」が7%、「その他」が11%を占めた。

6 その他の取組み

最後に、業務としてではなく地域貢献活動の一環として、困難な状況にある人に対してアドバイスを与えたり、資金を融資したりしている協同組合銀行の取組みを紹介したい。

前述のクレディ・ミュチュエルの場合、地方連盟によっては、独自の財団や基金を設立して雇用創出を支援している。ロワール・アトランティック・中西部地方連盟は、財団を設立し、1987年以来新規に企業を設立したり承継したりして雇用を創出するプロジェクトに対して、1件当たり1万5,000ユーロ（約180万円）まで無利子で融資を行っている。2004年の1年間には57のプロジェクトに総額47万8,000ユーロ（約5,736万円）を融資し、108人の雇用が創出された。

また、協同組合銀行であるクレディ・アグリコルには、39の地方金庫（2009年末時点）が存在しているが、1997年にそのうちの1つであるノール・エスト地方金庫が、ポワン・パスレル（日本語に訳すと「架け橋ポイント」）と呼ばれるアソシエーションを設立した。これは、失業、離婚、病気、配偶者に死なれたなどの生活面での困難、それにとまなう金銭面での問題を抱える人の相談に乗るためのアソシエーションであり、ノール・エスト以外の地方金庫でもこの取組みにならうようになり、2009年末の時点では28の地方金庫が49のポワン・パスレルを設置し、2010年に入ってから設立が続いている。

ポワン・パスレルの8割は銀行の支店とは別に窓口を開設しているが、残りの2割は電話でアポイントメントをとってカウンセラーが家庭を訪問するという仕組みをとっている。ポワン・パスレルには、クレディ・アグリコルの利用者でなくても相談をすることができ、市役所の窓口など公的な機関から紹介されてくる人もいる。クレディ・アグリコルの職員が派遣されているほかに専門的なカウンセラーがおり、これらの人々は必要があれば相談者の債権者との交渉もしてくれる。2009年の調査によると、平均的な利用者は年齢が26～40歳で、働いてはいるが月収は1,500ユーロ（約18万円）以下の人が多く、1/3は借金を抱えているということである。ポワン・パスレルを利用した21,300人のうちの7割以上の人は、何らかのかたちで問題を解決することができた。

また、最初のポワン・パスレルを設立したノール・エスト地方金庫は、2001年に共生地区金庫（Caisse Locale Développement Partagé）を設立した。これは、ポワン・パスレルで様々な人々の問題の解決に携わるなかで、そうした人々の金銭的な困難に直接資金対応をしようとして生まれたものである。ノール・エスト地方金庫が資金を拠出し、その資金を共生地区金庫が困難を抱えた人が問題を解決するために融資している。審査は、組

合員から成る貸付委員会のメンバーが行っており、設立からの5年間で732件1,303万ユーロ（約15.6億円）の貸出を行ってきた。1件あたりの貸出金額は約17,800ユーロ（約213万6,000円）であり、ノール・エスト地方金庫のポワン・パスレルが扱う相談案件の10件中1件に対応している。共生地区金庫は、クレディ・アグリコルの本来業務とは別に運営されており、失業中であつたり病気であつたりと一般の銀行ではなかなか融資対応しにくい、よりリスクの高い人に対しても対応が可能になっている。

ケス・デパルニュも、クレディ・アグリコルの取組みにならって、2006年からパスクール・コンフィアンス（日本語に訳すと「信頼の経路」）を開設している。2008年末には、17地方金庫中16金庫が開設しており、開設から累計して4,495件の融資を行っている。

7 小括

(1) サポートの重要性

フランスのマイクロクレジットは、起業向けにしる、個人向けにしる、単に資金を貸し付けるだけでなく、事前に事業計画作りや借入のための書類の作成を手伝ったり、融資の後にフォローしたりといった借り手へのサポートが付随していることがその特徴である。

こうしたサポートの効果について、経済・産業・雇用省の報告書「マイクロクレジット」では、SINE（新設企業情報システム）が2002年に実施したアンケートの結果を紹介している（表4-2）¹⁷。それによると新規に設立された企業は、サポート機関のサポートがある場合は、ない場合よりも3年後の存続率が5ポイント程度上昇するという結果が出ている。このことから、新規設立企業に対してはきめ細かくサポートすることが存続率を高め、結果的に金融機関からの融資の返済率も高まるとみられ、マイクロクレジットとサポートをセットにして提供していくことが非常に重要であると考えられる。

表4-2 2002年に設立された企業のサポートの状況

| | (単位 %) | | | | |
|----------------------|--------|------|----------------------|------------------------|-------------------------|
| | 全企業 | 個人企業 | 失業者が 設立した 個人企業 | 長期失業者 が設立した 個人企業 | RMI受給者 が設立した 個人企業 |
| サポートなし | 27.5 | 28.1 | 25.0 | 28.6 | 26.9 |
| 周囲の個人や本職の人がサポート | 48.7 | 48.0 | 45.2 | 40.5 | 38.0 |
| 弁護士、コンサルタント、会計士がサポート | 15.3 | 11.2 | 12.8 | 12.5 | 11.9 |
| サポート専門機関のサポート | 15.8 | 18.6 | 30.2 | 30.4 | 25.7 |
| 3年後の存続率 | | | | | |
| サポートなし | 66.4 | 60.4 | 56.2 | 55.7 | 57.1 |
| サポート機関のサポートあり | 68.7 | 64.9 | 62.7 | 60.8 | 62.1 |

注 サポートの状況については、重複回答があるため合計100%にならない

筆者注 個人企業とは自営業者が一人で企業を設立する場合の法形態

資料 Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi, 'LE MICROCRÉDIT'より作成

¹⁷ Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi(2009) Annex V p.16

(2) マイクロクレジット機関と一般の銀行の役割分担

Adie 等のマイクロクレジット機関では、サポート業務においては、ボランティアの人々が重要な役割を果たしているほか、公的機関や企業等からの寄付や補助金を受けており、様々な資源を活用している。他方、一般の銀行では、極めて小額の融資にきめ細かなサポートをすることはコスト面、体制面からいって困難であるが、だからといってボランティアの力を借りたり、公的機関の補助金を受けたりすることは難しいと考えられる。そうした観点からは、困難な状況にある人々の起業のための融資については、一般の銀行が直接行うよりも、Adie 等の専門機関がサポートも含めて融資を行う方が適しており、一般の銀行は Adie 等に対して融資のための資金を拠出するというかたちで関与するほうが適しているようにも思われる。

ただし上述の協同組合銀行の事例のように、専門の機関でなくても、特別な基金等を設けて、困難な状況にある人々へのアドバイスや融資を行うなど、本業としては行いにくい部分に対応しているケースもみられる。

他方、FCS の設立により活発化した個人向けのマイクロクレジットについては、FCS の保証を受けられる上に、外部組織のサポートが得られることから、一般の銀行も通常の業務として取り組むことができている。

(3) 地域内での様々な組織の有機的なつながり

こうしたフランスのマイクロクレジットの取組みからは、単に金融機関が融資を行うというだけでなく、借り手の生活や事業をサポートできる体制作り、保証基金の充実など公的な機関のバックアップ、そしてそれら相互の組織が地域においてしっかりとしたネットワークを形成していることが重要であるとみられる。

Adie とフランス・アクティブでは、地方毎に支部が設けられており、それぞれの地方で金融機関と提携している。クレディ・ミュチュエルでも仲介役となるアソシエーションとは地方連盟単位で提携しているが、それはもともとつきあいのある組織が中心となっているとのことであった。こうしたフランスの経験からは、地域内で活発に活動していた組織同士が網の目のように張り巡らせたネットワークを基盤として、マイクロクレジットの取組みが発展してきたとも考えられる。公的な支援はそれを促進する方向に作用しているに過ぎず、地域内に有機的なつながりが存在していなければ、公的な支援のみでマイクロクレジットを促進していくことは困難なのではないかと考えられる。

第5章 まとめ

ここまで、ヨーロッパの代表的なソーシャル・ファイナンス機関の活動をみてきた。特にフランスでは、ソーシャル・ファイナンス機関（連帯ファイナンス機関）のネットワークが存在しており、国内の活動状況に関するデータも整備されている。また、フランスでは、近年「マイクロクレジット」と呼ばれる小額融資も活発化している。

ここまでみてきた現状を踏まえたうえで、ソーシャル・ファイナンスの課題を検討し、ソーシャル・ファイナンスの取組みから示唆されることを述べ、まとめにかえたい。

1 課題

(1) 社会性と経済性のバランス

ソーシャル・ファイナンスの最大の課題は、その特徴である「社会性」と「経済性」の間のバランスの取り方ではないかと考えられる。日本でも名前が知られていたドイツのエコバンクは、2000年3月に経営危機に陥り、業務を同国内のGLS銀行に引き継いだ。エコバンクの危機は、環境関連ビジネスへの融資に十分な審査を行わず、大規模な不良債権が発生したことが一つの要因であったといわれている。社会的に意義のある業務であっても、経済性が伴わなければ持続的に業務を行っていくことはできないため、ソーシャル・ファイナンス機関は常に「社会性」と「経済性」の間での難しい舵取りを強いられている。

審査の問題について、倫理銀行は、社会的な審査の後に一般の銀行と同様の経済面での審査を行うので、二重に審査を行っており、一般の銀行以上に丁寧な審査を行っていることになるという。倫理銀行をはじめとするソーシャル・ファイナンス機関では、審査は一般の銀行で実務経験を積んだ担当者が行うことが多く、社会性を重視するからといって経済的な審査を甘くすることはないとみられる。しかし、審査を十分に行えば経済性と社会性をうまく両立させられるというわけではない。

現状では、ソーシャル・ファイナンス機関の融資先は、一般の金融機関が対応しない隙間市場と考えられているが、もし、それらが成長しリスクも低く安定した融資先とみなされるようになれば、融資先の情報を公表していることが他の金融機関からのアプローチを促すことにもなりかねない。活動の原則である「透明性」が、競合相手を利する可能性もないではない。

さらに、ソーシャル・ファイナンス機関の規模が拡大した場合、「参加」や「透明性」の水準を現在と同様に維持できるかという問題がある。倫理銀行では、ボランティアの組合員が社会的な審査に関わっているが、こうした取り組みは融資の申し込みが増えれば増えるほど困難を伴うであろう。また、ヒアリング調査によると、NEFでは組合員の増加にともない総会への出席率が低下する傾向にあること、またトリオドス銀行でも預金金利を寄付する預金者の割合が以前より低下しているという話を聞いた。規模の拡大や時間の経過が、組合員や利用者の当事者意識の低下につながる可能性も考えられる。

この点に関しては、税制優遇措置や従業員貯蓄制度といった、ソーシャル・ファイナンスを促進するための枠組みが及ぼす影響についても考えなければならない。フランスでは、ラベルの認定制度や従業員貯蓄制度といった制度が整備されたことが市場規模の拡大に貢献してきているが、他方で利用者の質の変化をもたらす可能性もあるのではないかと考えられる。ヒアリング調査においては、金利の一部を寄付する商品の利用者は、寄付の対象となる組織を支援したいがゆえにその商品を利用することが多いという話が非常に印象的であった。これに対して、従業員貯蓄制度を通じた利用者は、預金や投資の行く先について同様の関心を持っているかどうかは疑問である。ラベルの認定商品であるから、自分の貯蓄はよいことに使われているはずだということかたちで、当事者意識が希薄化する可能性はないだろうかと懸念されるのである。

もしそうした可能性があるのであれば、こうした制度をきっかけに利用するようになった人に対して、寄付や融資がどのようなプロジェクトを支援するために利用されているかについて、よりよく知ってもらうための取組みが非常に重要になる。

ソーシャル・ファイナンス機関が「社会性」と「経済性」のバランスを維持していくにあたっては、その規模が非常に重要になってくると考えられる。第2章で指摘したとおり、預金が急増すると運用先となる資金の借り手を見つけきれないという問題が生じることもある。また、上述のとおり、組合員や利用者の数も、参加や透明性の維持に大きな影響を与えるであろう。

加えて、INAISE のヴァンドゥミューブルケ事務局長は、ソーシャル・ファイナンス機関の規模拡大によって、組織内部のコミュニケーションが弱くなってきていることを実感することがあるという。ソーシャル・ファイナンス機関の職員向けのセミナーで INAISE の話をすると、初めてその存在を知って驚いたという人も多く、規模が大きくなるにつれ組織内部での情報共有がなされなくなっているように感じられることがあるのだという。

さらに、同事務局長はソーシャル・ファイナンス機関にとっては、創設者たちが、そろそろ引退する時期にさしかかっていることも課題の一つではないかと考えている。ソーシャル・ファイナンス機関の設立者たちは、同様の活動をする仲間たちとネットワークを作り、ソーシャル・ファイナンスの啓蒙活動にも熱心に取り組んできた。しかし一方で、こうした活動を担うのは設立者が中心で、若い職員が携わることはそれほど多くなかったともいう。ソーシャル・ファイナンスのイニシアティブを組織内外で牽引してきた経営者の世代交代は、これまでと同様の理念の上に活動を維持していけるかどうかのターニングポイントとなる可能性もあろう。

筆者自身、現時点で明確に指摘することはできないが、個々のソーシャル・ファイナンス機関が社会性と経済性のバランスを保っていくには一定程度の規模の上限があり、大きなソーシャル・ファイナンス機関が1つ存在するよりは、それぞれの規模は小さくとも相互にネットワークでつながって活動するほうがソーシャル・ファイナンス機関にはふさわしいのではないかと考えている。この点については、まだ十分に検証していないので、

今後より研究を進めていきたい。

2 ヨーロッパの経験が示唆すること

日本でも NPO の数が増加し、市民活動に資金を供給する NPO バンクの設立も進んできている。特に、鳩山前首相の所信表明演説で言及された「新しい公共」は、「人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっている一人ひとりが参加し、それを社会全体として応援しようという新しい価値観」¹とされており、主要な担い手と目されているのは生協や NPO である。新しい公共の担い手である NPO の活動を活発化させるため、NPO 向け融資を行う NPO バンクの促進が具体的な施策の 1 つに挙げられたこともあり、今後設立が一層進展する可能性も考えられる。

また、日本では、多重債務者問題への対応として、一部でマイクロクレジットへの注目が高まっているようである²。今のところ失業者の起業を促進する動きはあまり大きくないようであるが、景気悪化にともない、失業や派遣労働者が大きな社会問題となるなど雇用の不安定性が増しているため、今後はそうした観点からも注目が集まる可能性があるだろう。

そこで注意しなければならないのは、ヨーロッパでは、ソーシャル・ファイナンス機関やマイクロクレジット機関は、社会的な有用性のあるプロジェクトへの融資や失業者の起業促進等に貢献しているが、もともと何らかの政策を遂行するために公的機関によって設立された機関ではないということである。現在、各種の政策的な支援を受けている組織であっても、もとは草の根の活動から生まれてきた。トリオドス銀行は、オランダ国内ですべての金融機関が受けられる措置以外には、何ら公的な支援を受けずに成長してきたことを誇りとしている。したがって、市民活動の促進や失業者の雇用支援等の政策的な意図をもって「上から」の流れで設立することが、成功につながるかどうかは不明である。

ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス機関の活動からは、ソーシャル・ファイナンス機関相互の連携、あるいはその他のサードセクターの組織等との連携の重要性が実感される。ソーシャル・ファイナンス機関が、ほとんど広告・宣伝に費用をかけずに顧客や預金を増やしているのも、サードセクター組織等のネットワークを通じてアピールしているのが大きな要因である。また、国内でのソーシャル・ファイナンス機関同士の連携だけでなく、国際的なネットワークに参加し知識やノウハウの蓄積を進めることが、それぞれの主体だけでなく、ソーシャル・ファイナンス全体の発展につながる可能性が大きいと考えられる。

¹ 「第 173 回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説」（2009 年 10 月 26 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200910/26syosin.html>

から言葉使いを一部修正して引用。

² その一例としては、平成 21 年度厚生労働省社会福祉推進事業「多重債務問題と生活再生支援のこれから—フランスの先進事例から私たちが学んだこと—」が挙げられよう。

<http://www.greencoop.or.jp/saisei/images/fra-hokoku/tokyo-rejume.pdf>

また、ソーシャル・ファイナンスのイニシアティブは、伝統的な銀行業務への反発から生まれてきたものであるという側面はあるにせよ、今日では一般の銀行とソーシャル・ファイナンス機関との連携が進んできている。倫理銀行の場合、設立に際しては信用協同組合銀行が出資するなどの支援を行い、その一部は倫理銀行の預金の受け入れ窓口としての役割も担っている。先に見たとおり、NEFの場合は、自らが提供不可能なサービスを提携先のクレディ・コーペラティブが補完的に提供するという協力関係がみられるし、Adie やフランス・アクティブの融資のための資金源は、協同組合銀行をはじめとする様々な銀行が拠出している。また、フランスで Adie が銀行から借り入れた資金を転貸できるようになったのは、銀行協会の協力により法改正が行われたからであり、ソーシャル・ファイナンス機関と一般の銀行との様々な面での協力関係は強いとみられる。

つまり、ヨーロッパの事例からは、ソーシャル・ファイナンス機関は、非営利セクターのネットワーク、ソーシャル・ファイナンス機関のネットワーク、金融機関としてのネットワーク、そして公的な組織とのネットワークなど多様なネットワークのなかで成長してきている。地域でそれぞれ活発に活動している主体が有機的に結びつき、そこに政策的な支援がなされるようになると、ソーシャル・ファイナンス機関の成長が大いに促進されるのではないかと考えられる。

参考文献

- ADIE, *L'AVENTURE DU MICRO-CRÉDIT EN FRANCE*, 2008, Textuel
- Balkenhol, B. "ILO and social finance", INAISE, 2003
http://www.inaise.org/doc%20download/Utrecht/ILO_EN.PDF
- Bank of England, *The Financing of Social Enterprises: A Special Report by the Bank of England*, 2003
http://www.bankofengland.co.uk/publications/financeforsmallfirms/financing_social_enterprise_report.pdf
- Bellegem, T., "The green and social funds system in the Netherlands", In *Solidarity-based choices in the market-place: a vital contribution to social cohesion*, Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2005
- Boos, X., "Statutory frameworks for action in the solidarity-based economy", In *Solidarity-based choices in the market-place: a vital contribution to social cohesion*, Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2005
- Borzaga, C. and Depedri, S., "Social cooperatives in Italy: characteristics, evolution, activities (first draft) ", 2000
- Bourguinat, E. *Opening up the financial sector*, France, Haut Conseil de la coopération internationale, 2005
- Brown, J. and Thomas, W. "Ethical Finance: Challenging the mainstream or a marginal alternative?", Working Draft, 2004
- Commission of the European Communities, 'Implementing the Community Lisbon Programme: Financing SME Growth – Adding European Value', 2006
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0349:FIN:en:PDF>
- Commission of the European Communities, 'A European initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment', 2007
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0708:FIN:en:PDF>
- Department of Trade and Industry, *Social Enterprise: a strategy for success*, 2002
- d'Orfeuil, H.R., "Towards a European solidarity finance system", In *Ethical, solidarity-based citizen involvement in the economy: a prerequisite for social cohesion*. Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2004
- Enterprise Directorate General of the European Commission, 'Microcredit for small businesses and business creation: bridging a market gap', 2003
http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/document.cfm?action=display&doc_id=1115&userservice_id=1&request.id=0
- EUROFI, 'The development of microcredit in the European Union - A tool for growth and social cohesion -', 2008

http://www.eurofi.net/pdf/europe_financial_retail_services/Eurofi_micro_credit_EN.pdf

- Financial Service Authority, *In or out? Financial exclusion: a literature and research review*, 2000
<http://www.fsa.gov.uk/pubs/consumer-research/crpr03.pdf>
- Granger, B. and Lämmerman, S. 'MFI efficiency and State intervention – what correlation? (Empirical analysis of the two main strategic French microcredit models – used in this paper as analytical grids for the ongoing debate about microfinance in the South), A working paper presented to the First European research conference on microfinance, June 2009
- Harrison, J., "The state of the landscape in social, solidarity and community finance, changing needs and new development", INAISE, 2004a
<http://www.inaise.org/doc%20download/Bratislava/Harisson.PDF>
- Harrison, J., "Proposals for legislative initiatives to promote the social solidarity-based economy", In *Ethical, solidarity-based citizen involvement in the economy: a prerequisite for social cohesion*. Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2004b
- Harrison, J., "Government assistance to promote socially responsible consumption and finance systems within the member states of Council of Europe, In *Solidarity-based choices in the market-place: a vital contribution to social cohesion*, Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2005
- HM Treasury, *Promoting financial inclusion*, 2004
- Inspection Generale des Finances, *RAPPORT D'ENQUETE sur la finance socialement responsable et la finance solidaire*, 2002
- Jeucken, M., *Sustainability in Finance - Banking on the Planet*, UK, Earthscan Publications Ltd, 2004
- Lébesque, B., "A new governance paradigm: public authorities-markets civil society linkage for social cohesion", In *Solidarity-based choices in the market-place: a vital contribution to social cohesion*, Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2005
- Lecuyer, J. M., "Adapted fiscal rules for the development of initiatives of the socially responsible economy: the Fabius Act on employee saving schemes (February 2001), In *Solidarity-based choices in the market-place: a vital contribution to social cohesion*, Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2005
- McDowell, M., 'Microcredit in Europe: The Experience of the Saving Banks', 2006
[http://www.wsbi.org/uploadedFiles/Publications_and_Research_\(ESBG_only\)/brochure%20screen%20view.pdf](http://www.wsbi.org/uploadedFiles/Publications_and_Research_(ESBG_only)/brochure%20screen%20view.pdf)

- Ministère de L'Économie, de L'Industrie et de L'Emploi, 'LE MICROCRÉDIT', 2009
<http://www.economie.gouv.fr/services/rap10/1003rapmicrocredit.pdf>
- Petridis, E., "Solidarity-based economy: a summary of the legislation of the European Union and the member state of the Council of Europe", In *Ethical, solidarity-based citizen involvement in the economy: a prerequisite for social cohesion*. Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2004
- Porteous, D. "Private development banking: Managing the tensions", INAISE, 2005
http://www.inaise.org/doc%20download/Harvard_Porteous_paper.PDF
- Scholtens, B., "Greenlining: Economic and Environmental Effects of Government Facilitated Lending to Sustainable Economic Activities in the Netherlands", University Library Groningen, 2001
- T S A Consultancy Ltd, *Social Finance in Ireland: What it is and where its going with recommend actions for its future development*, 2003
- Urban, S. "A civic commitment to the economy: how can solidarity-based finance systems and responsible consumption contribute to social cohesion", In *Ethical, solidarity-based citizen involvement in the economy: a prerequisite for social cohesion*. Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2004
- Quiñones, B. & Fernando, S. 'Social capital in finance of solidarity', Workgroup on a Solidarity Socio-Economy (WSSE), 2001
<http://finsol.socioeco.org/en/documents.php>
- Vigier. J.P., "Ethical and socially responsible finance: scale, responses to social cohesion challenges, and difficulties", In *Solidarity-based choices in the market-place: a vital contribution to social cohesion*, Strasbourg, Council of Europe Publishing, 2005

- 伊藤善典『英国におけるボランティアセクターの資金調達に関する調査報告書』, 独立行政法人日本貿易振興機構ロンドンセンター 社会福祉共同事務所, 2005年1月
- 岡安喜三郎訳, 「イタリアの社会的協同組合 2001年」『協同の発見』2007年11月号
- 川口清史・富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社, 1999年
- 環境省, 『金融業における環境配慮行動に関する調査研究』, 2002年
- 重頭ユカリ「ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス」農林金融 2004年6月号
- 重頭ユカリ「オランダにおける環境保全型プロジェクトへの資金供給」調査と情報 2005年3月号
- 重頭ユカリ「フランスの連帯ファイナンス」農林金融 2006年3月号
- 重頭ユカリ「フランスの協同組合銀行と連帯ファイナンス機関 ADIE の連携」『農林金融』2007年1月号

- ・ 重頭ユカリ「ヨーロッパにおける連帯ファイナンス」（西川潤，生活経済政策研究所編『連帯経済ーグローバル化への対案ー』）明石書店，2007年
- ・ 多賀俊二「NPOバンクの基本問題と協同組織金融機関」生活協同組合研究第357号，2005年10月
- ・ 多賀俊二「市民金融の台頭と協同組織金融機関」日本協同組合学会第26回春季研究大会シンポジウム配布資料，2007年5月
- ・ 田中夏子「イタリアの社会的経済と市場及び自治との相互作用について」『協同で再生する地域と暮らし』日本経済評論社，2002年
- ・ ドゥフルニ，モンソン著『社会的経済 近未来の社会経済システム』富沢賢治他訳，日本経済評論社，1995年
- ・ 日本政策投資銀行フランクフルト駐在員事務所『欧州の小さな金融機関にみる地域の公益プロジェクトを実現するための三方一両損の発想』，2001年
- ・ ボルザガ，ドゥフルニ編『社会的企業(ソーシャルエンタープライズ)ー雇用・福祉のEUサードセクター』内山哲朗／柳沢敏勝／石塚 秀雄訳，日本経済評論社，2004年
- ・ 村上義昭「フランスの創業支援ー雇用政策の要としての創業支援策ー」国民生活金融公庫「調査月報」2004年5月
- ・ 村上義昭「フランスの中小企業金融」国民生活金融公庫「調査季報」第74号，2005年8月
- ・ J・モロー著『社会的経済とは何か』石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳，日本経済評論社，1996年

総研レポート 22調一No. 8

発行 株農林中金総合研究所 調査第一部

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12

電話 03-3233-7736

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。